

安八町第五次総合計画

後期基本計画

目次

第1章 基本計画の策定にあたって

- 1 基本計画策定の趣旨
- 2 基本計画の期間

第2章 基本計画

はじめに

目標1 明日を担うひとを育むまちづくり	1
(1) 子育て支援の充実	2
(2) 心豊かな人材育成	5
(3) 学校教育の充実	7
(4) 生涯学習の充実	9
(5) 体育・スポーツの振興	12
(6) 文化財の活用・保護	14
目標2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり	17
(1) 健康づくりの推進	18
(2) 地域福祉の充実	21
(3) 社会福祉の充実	23
1) 高齢者福祉の充実	25
2) 障がい者福祉の充実	27
3) 児童、母子（父子）福祉の充実	29
4) 低所得者援護の充実	31
5) 命のボランティアの推進	32
目標3 便利で快適に暮らせるまちづくり	33
(1) 計画的な土地利用の推進	34
(2) 快適な生活環境の整備	36
1) 道路・交通網の整備	38
2) 公共交通機関の整備	40
3) 上水道の整備	42
4) 下水道の整備	44
5) 情報の共有	46

6) 住宅の整備	47
7) 公園・緑地などの整備	48
8) 美しい景観の形成	50
9) 斎苑の運営	51
目標4 自然と共生した潤いのあるまちづくり	53
(1) 環境対策の充実	54
(2) 新エネルギーの普及促進	57
目標5 みんなで守る安全・安心なまちづくり	59
(1) 防災、消防体制の強化	60
(2) 防犯体制の強化と交通安全対策の充実	63
目標6 活気と賑わいのあふれるまちづくり	65
(1) 新たな産業資源の発掘	66
(2) 農業の振興	68
(3) 商業の振興と消費者生活の充実	71
(4) 観光の振興	73
目標7 みんなで協働する参画・交流のまちづくり	75
(1) 住民参加の促進	76
(2) コミュニティ活動の促進	78
(3) 男女共同参画社会の推進	80
目標8 明日を開く自立したまちづくり	83
(1) 行財政改革の推進	84
(2) 広域行政の展開	86

資料編

用語解説	88
安八町総合計画審議会設置条例	92
安八町総合計画審議会 委員名簿	93
安八町総合計画審議会 諮問及び答申	94

第1章 後期基本計画の策定にあたって

1 後期基本計画策定の趣旨

後期基本計画は、基本構想を踏まえ、施策体系の各分野における基本方針や施策の推進方策などを提示し、将来像の実現に向けて、計画的かつ具体的なまちづくり施策の推進を目指すものです。

2 後期基本計画の期間

基本計画は、平成31年度を初年度とし、平成34年度を目標年度とする4年間の計画です。

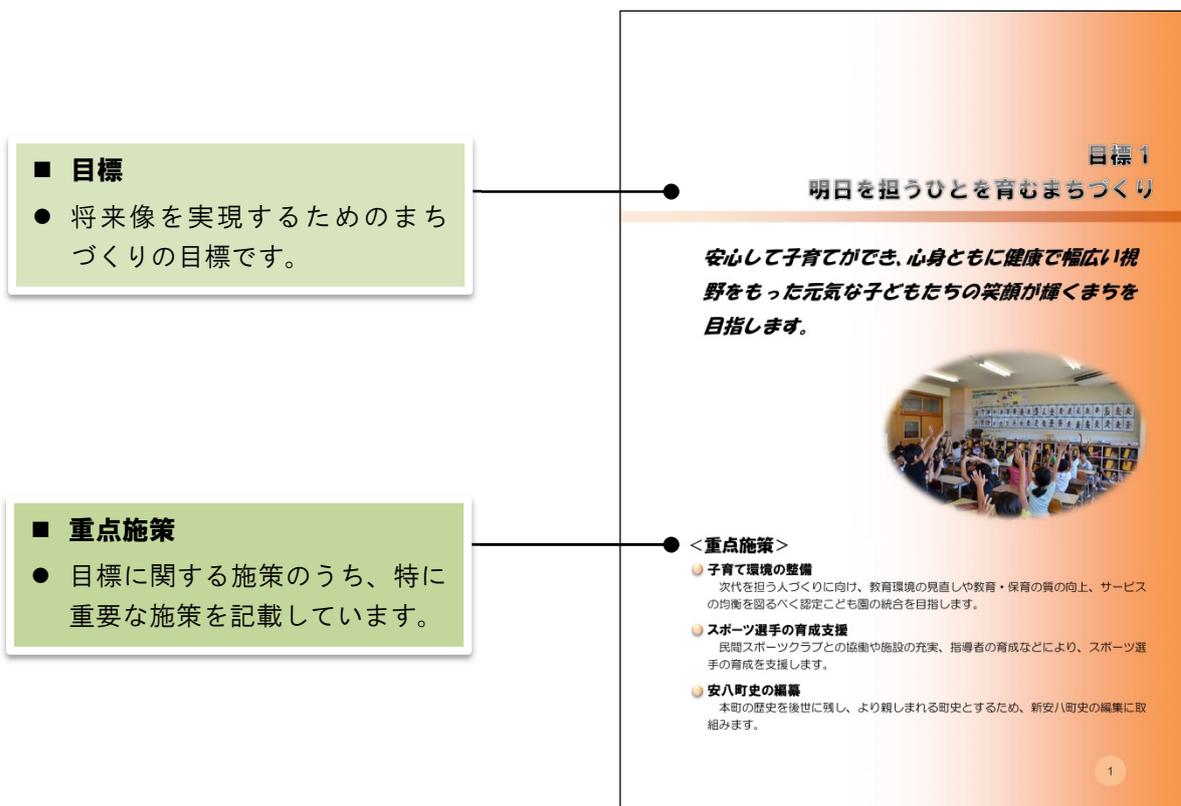


第2章 基本計画

はじめに

基本計画は、これからの本町のまちづくりにおける、総合的なガイドラインとしての機能を担うものであり、まちづくりの目標とその達成に向けた施策をとりまとめるものです。

以下に基本計画の見方を示しますので、それぞれの主体が役割を認識し、協力・連携することでより良いまちづくりを進めましょう。



■ 施策

- 目標を達成するための施策の名称です。

■ 主要指標

- 基本方針の達成度を測る主な「指標」です。
- ここでは、「指標」、「現況値」と現況値を踏まえた具体的な「目標値」を設定しています。
- 今後、事業の実施効果を数値的に評価するため、安八町第五次総合計画において新たに設定しました。

※ ただし、この指標はすべての事業に関連しているものではなく、代表的な指標です。

※ 指標は、事業の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて見直すこととします。

※ 現況値はH29年度又はH30年見込
町民アンケートの現況値については
H26年の数値

■ 現状・課題

- 施策に関連する現状と課題を記載しています。
- 現状と課題を具体的に説明するためのグラフなどを掲載しています。

※ ただし、グラフなどはすべての事業に関連しているものではなく、代表的なデータです。

■ 基本方針

- 施策全体の基本的な方針を記載しています。

目標1 明日を担うひとを育まらちづくり

(5) 体育・スポーツの振興

主要指標	現況値 (平成26年度)	目標値 (平成34年度)
スポーツ活動(各種講座・施設)が満足・普通と思う 住民割合(町民アンケート調査)	92%	100%

1 現状・課題

人間関係や地域の連帯感の希薄化が進むなか、スポーツ活動は心身の健康づくりのみならず、住民間の交流促進や地域コミュニティ形成などの役割も期待できます。近年は、生涯スポーツへの取り組み人口が増加傾向にありますが、本町においても競技スポーツの振興に加えて、スポーツ活動を通じた健康づくり、生きがいや豊かな人間関係、お互いに協賛・協力しあう地域社会づくりの推進が必要となります。

【スポーツ講座の開催状況】

施設名	講座数
総合体育館	4講座
講座内容	
短期教室、子ども教室	

【スポーツ団体の状況】

団体名	構成団体数
スポーツ少年団	11団体
体育協会	11協会
体育振興会	3団体

2 基本方針

スポーツ活動の推進体制の充実を図り、スポーツ選手の育成、生涯スポーツ社会の実現や住民間の交流促進の場の充実に努めます。



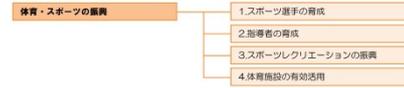
- 民間スポーツクラブとの協働やスポーツ団体・組織への支援、指導者の育成などにより、スポーツ選手を育成します。

■ 施策の体系

- 施策を構成する具体的な事業を体系で整理しています。
- ここに挙げた事業で、施策を推進していきます。

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.スポーツ選手の育成	民間スポーツクラブとの協働により、スポーツ選手の育成を支援します。	①競技スポーツの振興 ②スポーツ団体や組織への支援 ③施設の充実 ④スポーツイベントを支えるボランティアへの参加促進
2.指導者の育成	スポーツ活動を活性化させるため、幅広い種目において指導者を養成します。	①人材バンクの活用 ②指導者の養成研修会の充実
3.スポーツレクリエーションの振興	生涯学習スポーツを推進し、各地区や団体の主体的な活動促進、地域間交流の促進を図ります。	①生涯スポーツの推進 ②コミュニティスポーツ事業の促進 ③ボールゲームの充実（延学年） ④情報提供の強化 ⑤団体の間の相互協力体制の強化
4.体育施設の有効活用	総合体育館、総合運動公園などの有効利用を図ります。	①施設の有効活用 ②施設の適正な維持管理 ③全県レベルのスポーツ大会などの誘致

- スポーツ大会の誘致や団体間の相互協力体制の強化などにより、体育・スポーツの振興を図ります。



■ 施策の展開方向

- 基本方針に即した施策に関する具体的な取り組みの方向を説明しています。

- III 基本計画
- 目標 1
- 目標 2
- 目標 3
- 目標 4
- 目標 5
- 目標 6
- 目標 7
- 目標 8
- 目標 9
- 資料編

目標1

明日を担うひとを育むまちづくり

安心して子育てができ、心身ともに健康で幅広い視野をもった元気な子どもたちの笑顔が輝くまちを目指します。



<重点施策>

● 子育て環境の整備

次代を担う人づくりに向け、教育環境の見直しや教育・保育の質の向上、サービスの均衡を図るべく認定こども園の統合を目指します。

● スポーツ選手の育成支援

民間スポーツクラブとの協働や施設の充実、指導者の育成などにより、スポーツ選手の育成を支援します。

● 安八町史の編纂

本町の歴史を後世に残し、より親しまれる町史とするため、新安八町史の編集に取り組みます。

目標1 明日を担うひとを育むまちづくり

(1) 子育て支援の充実

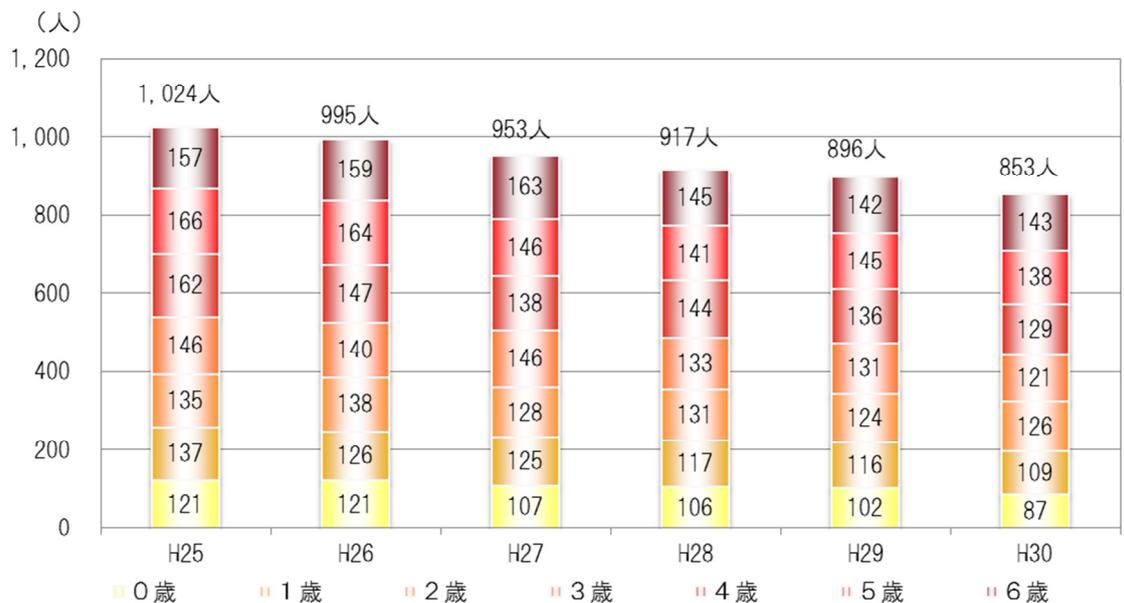
主要指標	現況値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
認定こども園数の方向付け	6園	3園
町内の認定こども園への入園割合	93%	98%
子育て支援事業が満足・普通と思う住民割合 (町民アンケート調査)	87% (平成26年度)	100%

1 現状・課題

全国的な少子化や核家族*化の進展、共働きの家庭の増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は変化しており、子どもを産み、育てることへの困難や不安が大きくなっています。しかし、まちの発展・活性化のためには、将来を担う子どもたちの育成が重要であり、本町では子育て支援事業を重点的に実施してきました。

今後は、本町においても少子化の顕在化が予測されることから、仕事と家庭の両立支援をはじめとする施策を一層充実させ、安心して子育てのできる環境を整備することが必要です。

【乳幼児数の推移】



※ 各年1月1日現在

2 基本方針

経済的援助、保育環境の充実とともに、地域並びにボランティア団体などとの協力体制を構築し、多様化するニーズに対応した子育て支援環境の充実を図ります。

また、サービスの均衡を図るため認定こども園の統合を目指します。

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】

子育て支援の充実

1. 子育て支援環境の充実

2. 仕事と子育ての両立支援

3. 保育・幼児教育の充実

4. 放課後児童クラブの充実

5. 子どもの遊び場の整備

6. 結婚相談事業の充実

- 自然豊かな環境を活かしながら、質の高い保育と幼児教育の充実を図ります。



目標1 明日を担うひとを育むまちづくり

【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.子育て支援環境の充実	経済的援助を拡充します。	①医療費助成の拡大 ②子育て支援補助金の創設 ③貸付金制度の創設
2.仕事と子育ての両立支援	核家族、夫婦共働きなど、子育てに時間的制約を受ける家庭に対する支援策を充実します。	①ファミリーサポート事業の拡充 ②ボランティア団体などの育成 ③子ども・子育て支援事業計画の実施 ④一時的保育の充実 ⑤休日保育、病後児保育の実施、広域利用の拡充
3.保育・幼児教育の充実	より質の高い保育・幼児教育の充実を図ります。	①英語保育の充実 ②幼児教育の充実 ③保育士研修の推進 ④認定こども園の統合検討
4.放課後児童クラブの充実	多様化するニーズに的確に対応します。	①ホリデー・サポート・スクール事業の充実 ②土曜開設教室の充実 ③待機児童の解消
5.子どもの遊び場の整備	子どもたちがのびのびと遊べる場を整備します。	①地区公園整備に対する補助制度の拡充
6.結婚相談事業の充実	出会いの場の提供に努めます。	①相談体制の充実 ②出会いイベントの充実

(2) 心豊かな人材育成

主要指標	現況値 (平成26年度)	目標値 (平成34年度)
青少年健全育成が満足・普通と思う住民割合 (町民アンケート調査)	93%	100%

1 現状・課題

より良いまちづくりのためには、豊かな心を持つ人材の育成が必要となります。しかし、いじめや児童虐待、犯罪の低年齢化、引きこもりやニート*など、若者を取り巻く問題は複雑化、多様化しています。

心身ともに健全な青少年を育成するため、また、すべての住民の基本的な人権が保障される社会を実現するため、社会規範や人権に対する正しい認識と意識の醸成を図るとともに、地域が一体となって見守り体制の充実や思いやりのあるまちづくりを進める必要があります。

2 基本方針

家庭と地域社会で連携を深めながら、人権教育・啓発活動、社会参加活動を充実させるなど、豊かな心を持つ人材の育成環境づくりに取り組みます。

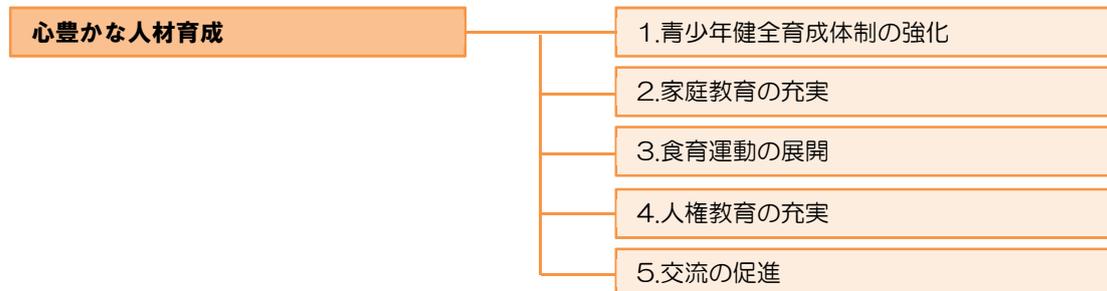
- 人権問題に対して、正しい認識と意識の醸成に努めます。



目標1 明日を担うひとを育むまちづくり

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.青少年健全育成体制の強化	地域ぐるみの健全育成活動を強化します。	①見守り体制の充実 ②思いやりのあるまちづくり運動の推進 ③明るい家庭づくりの推進
2.家庭教育の充実	家庭、地域社会の教育力向上を図ります。	①家庭教育学級への支援 ②子育て講座事業の推進 ③三世代交流事業の推進
3.食育運動の展開	食生活に対する正しい知識、食事のマナー、食糧問題・環境問題への関心の高揚を図ります。	①学校給食の充実 ②健康教室の充実 ③生涯学習の充実
4.人権教育の充実	人権問題に対し、正しい認識と意識の醸成に努めます。	①人権教育の充実 ②人権啓発の推進
5.交流の促進	交流を通じて、幅広い心・視野を持つ人材の育成に努めます。	①国内交流の促進 ②国際交流の促進



- 家庭と地域社会で連携を深めながら、地域ぐるみの思いやりのあるまちづくりを推進します。

(3) 学校教育の充実

主要指標	現況値 (平成26年度)	目標値 (平成34年度)
学校教育（教育内容・施設）が満足・普通と思う 住民割合（町民アンケート調査）	91%	100%

1 現状・課題

将来を担う子どもたちには、自ら課題を見つけ、考え、解決する能力を身につけることが求められています。

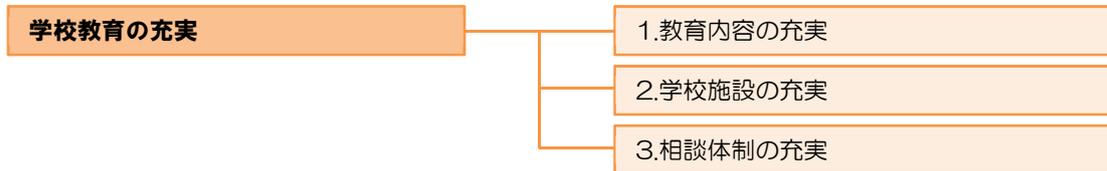
義務教育は、子どもたちが必要な知識を身につけるとともに、人格形成の基礎となる重要な時期であり、幅広い見識と実践的能力を持つ人材を育成する必要があります。また、こうした人材を育成するための環境整備を推進するとともに、将来を担う子どもたちが被害者となる犯罪や子どものいじめ、非行を未然に防止する対策強化が重要となっています。

2 基本方針

学校、地域、行政が一体となった教育環境を充実させ、心身ともに健全で心豊かな人材の育成に努めます。

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.教育内容の充実	教育・地域とのふれあいを通じて、学力の向上、心豊かな人材の育成を図ります。	①地域と一体となった教育の充実 ②魅力ある学校教育の充実 ③「心の教育」の充実 ④少人数指導体制の充実 ⑤土曜日の教育活動の充実 ⑥地域との連携を深めた学校経営の推進
2.学校施設の充実	より良い環境で学習することができるように学校施設の充実を図ります。	①安全・安心な教育環境の充実 ②教育施設・小中学校のグラウンドの整備充実 ③ICT*機器の充実
3.相談体制の充実	いじめ問題などの悩みごとを早期に解消するために相談体制を充実します。	①心の相談室の充実 ②相談しやすい環境の整備

- ICT機器、グラウンドの整備など、より良い環境で学習することができるように学校施設の充実を図ります。



- 学校、地域、行政が一体となった教育環境を充実させ、教育・地域とのふれあいを通じて、学力の向上、心豊かな人材の育成を図ります。

(4) 生涯学習の充実

主要指標	現況値 (平成29年度)	目標値 (平成34年度)
講座の受講者数	8,258人	8,400人
1年間の図書館貸出冊数	182,338点	185,000点

1 現状・課題

本町では、生きがいのある人生を求め、生涯を通じて多様な学習を行い、自己実現をしたいという要望に corres 応するため、多くの学習機会を提供しています。

近年は、グローバル化*の発展、コンピューターやインターネットなどのICT環境の著しい成長とともに、多様化・高度化する学習のニーズに 応えるため、学習環境や学習機会の拡充が求められています。また、次代を担う子どもたちを対象に、伝統文化・生活文化の継承と、夢と感動を育み、豊かな人間性の育成に資することを目的とした学習の充実が必要です。

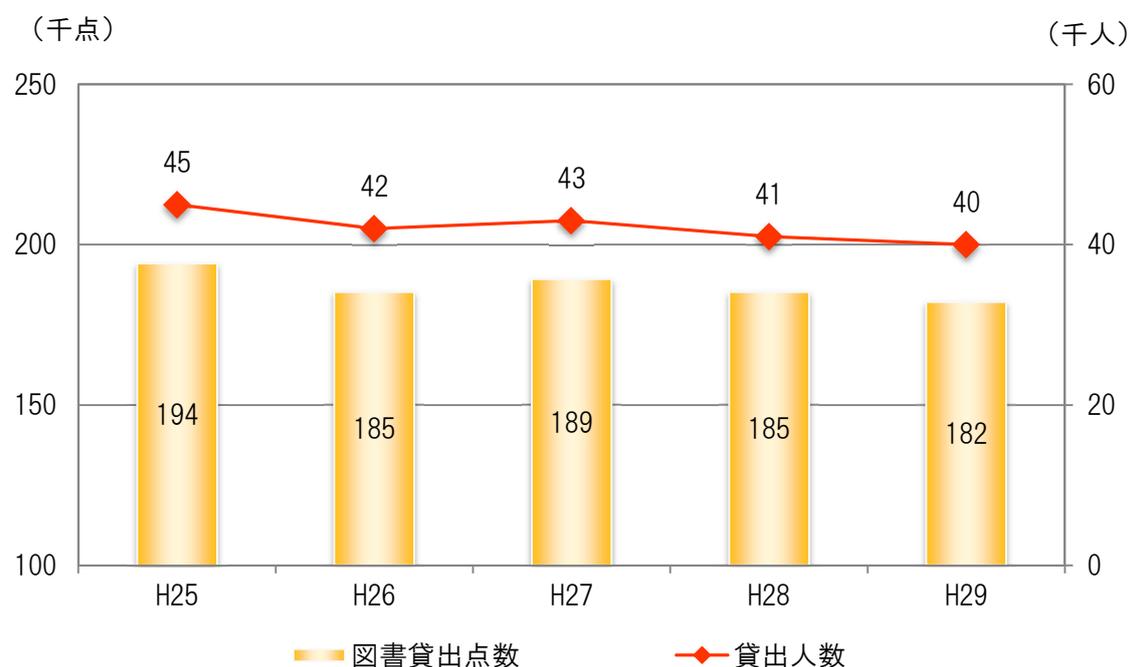
【講座開設の状況】

(平成30年度現在)

施設名	講座数	講座内容
中央公民館	23	語学、健康、趣味
中央公民館(子ども・親子対象)	28	ジュニア文化サークル、短期親子教室 短期教室、しめ縄づくり
ハートピア安八(図書館・児童館・天文台・プラネタリウム・歴史民俗資料館)	19	パソコン講座、子ども講座、キッズチャレンジ、すくすく広場、星見会、天文教室、本の読み聞かせ、その他

目標1 明日を担うひとを育むまちづくり

【ハートピア安八図書館利用の推移】



2 基本方針

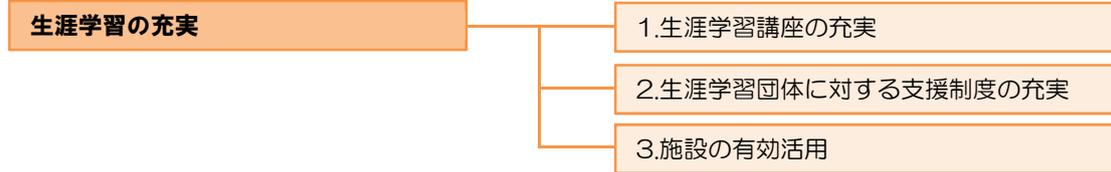
生涯にわたり自ら学べる環境をつくり、豊かな教養と優れた創造力を培い、生きがいのある人生を築くとともに、豊かな地域社会の実現を目指した生涯学習環境づくりを推進します。



- 住民ニーズに対応した講座を企画・実施し、自ら学べる環境をつくります。

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.生涯学習講座の充実	住民ニーズに対応した講座を企画・実施します。	①生涯学習計画の更新 ②生涯学習ガイドブックの充実 ③特色、魅力ある講座の開設
2.生涯学習団体に対する支援制度の充実	住民の自主的活動や団体設立などを推進します。	①自主活動に向けた支援 ②出前講座の充実
3.施設の有効活用	ハートピア安八、中央公民館などの公共施設を有効に活用します。	①図書館資料の充実と提供機能の向上 ②企画展の充実 ③施設の適正な維持管理 ④自主学習の場の充実



- ハートピア安八の天文台、プラネタリウムなどを活かした学習環境や学習機会の拡充を図ります。

目標1 明日を担うひとを育むまちづくり

(5) 体育・スポーツの振興

主要指標	現況値 (平成26年度)	目標値 (平成34年度)
スポーツ活動(各種講座・施設)が満足・普通と思う住民割合(町民アンケート調査)	92%	100%

1 現状・課題

人間関係や地域の連帯感の希薄化が進むなか、スポーツ活動は心身の健康づくりのみならず、住民間の交流促進や地域コミュニティ*形成などの役割も期待できます。

近年は、生涯スポーツへの取り組み人口が増加傾向にありますが、本町においても競技スポーツの振興に加えて、スポーツ活動を通じた健康づくり、生きがいや豊かな人間関係、お互いに協調・協力しあう地域社会づくりの推進が必要となります。

【スポーツ講座の開催状況】

施設名	講座数
総合体育館	4講座
講座内容	
短期教室、子ども教室	

【スポーツ団体の状況】

団体名	構成団体数
スポーツ少年団	11団体
体育協会	11協会
体育振興会	3団体

2 基本方針

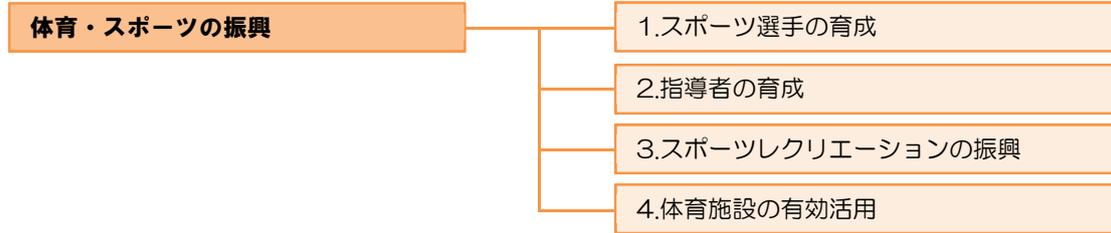
スポーツ活動の推進体制の充実を図り、スポーツ選手の育成、生涯スポーツ社会の実現や住民間の交流促進の場の充実に努めます。

- 民間スポーツクラブとの協働やスポーツ団体・組織への支援、指導者の育成などにより、スポーツ選手を育成します。



3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.スポーツ選手の育成	民間スポーツクラブとの協働により、スポーツ選手の育成を支援します。	①競技スポーツの振興 ②スポーツ団体や組織への支援 ③施設の充実 ④スポーツイベントを支えるボランティアへの参加促進
2.指導者の育成	スポーツ活動を活性化させるため、幅広い種目において指導者を養成します。	①人材バンクの活用 ②指導者の養成研修会の充実
3.スポーツレクリエーションの振興	生涯学習スポーツを推進し、各地区や団体の主体的な活動促進、地域間交流の促進を図ります。	①生涯スポーツの推進 ②コミュニティスポーツ事業の促進 ③ボールゲームの充実（低学年） ④情報提供の強化 ⑤団体間の相互協力体制の強化
4.体育施設の有効活用	総合体育館、総合運動公園などの有効利用を図ります。	①施設の有効活用 ②施設の適正な維持管理 ③全国レベルのスポーツ大会などの誘致

- スポーツ大会の誘致や団体間の相互協力体制の強化などにより、体育・スポーツの振興を図ります。



目標1 明日を担うひとを育むまちづくり

(b) 文化財の活用・保護

1 現状・課題

古くから郷土に伝わる文化財・伝統文化への関心が希薄化するなか、地域の個性を象徴する貴重な文化財・伝統文化を後世へ継承することは現代に生きる者の使命であることを認識しなければなりません。

そのため、文化財・伝統文化に対する関心を高めるとともに、ふるさとへの親しみ・愛着、まちの誇りとなるように保護するとともに、有効に活用することが重要となります。

【文化財の指定状況】

	有形文化財					記念物			文化財計
	絵画	彫刻	書跡	古文書	計	史跡	天然記念物	計	
県指定		1						1	1
町指定	4	28	5	24	61	15		15	76

2 基本方針

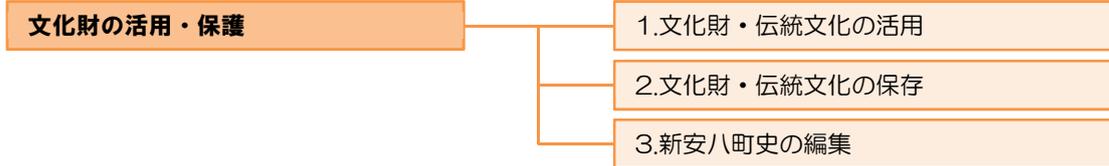
文化財などを企画展、生涯学習などで有効活用し、住民の皆さんの本町の歴史・文化に対する意識の高揚を図ります。



- 文化財・伝統文化を後世へ継承するとともに、有効活用することで、文化財・ふるさとに対する意識の高揚を図ります。

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.文化財・伝統文化の活用	文化財・伝統文化などを有効活用し、住民の皆さんの文化財・ふるさとの意識の高揚を図ります。	①鑑賞機会の充実 ②生涯学習の充実 ③観光資源としての活用 ④小学校での学習機会の充実
2.文化財・伝統文化の保存	今日に残る文化財・伝統文化を後世へ継承します。	①適正な保存、管理 ②活動後継者の育成
3.新安八町史の編集	親しまれる町史とするため、新安八町史の編集に取り組みます。	①新安八町史の編集

- 安八町の歴史を後世に残すため、親しまれる新安八町史の編集に取り組みます。



目標1 明日を担うひとを育むまちづくり

目標2

健康でいきいきと暮らせるまちづくり

人と人との絆を大切にする思いやりの心で支え合い、子どもから高齢者まで誰もが健康でいきいきと暮らせるまちを目指します。



<重点施策>

● ふれあいサロン・カフェの増設

地域が主体となった福祉活動の促進に向けて、人と人とを結ぶふれあいの場となる「ふれあいサロン・カフェ」の増設を図ります。

目標2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

(1) 健康づくりの推進

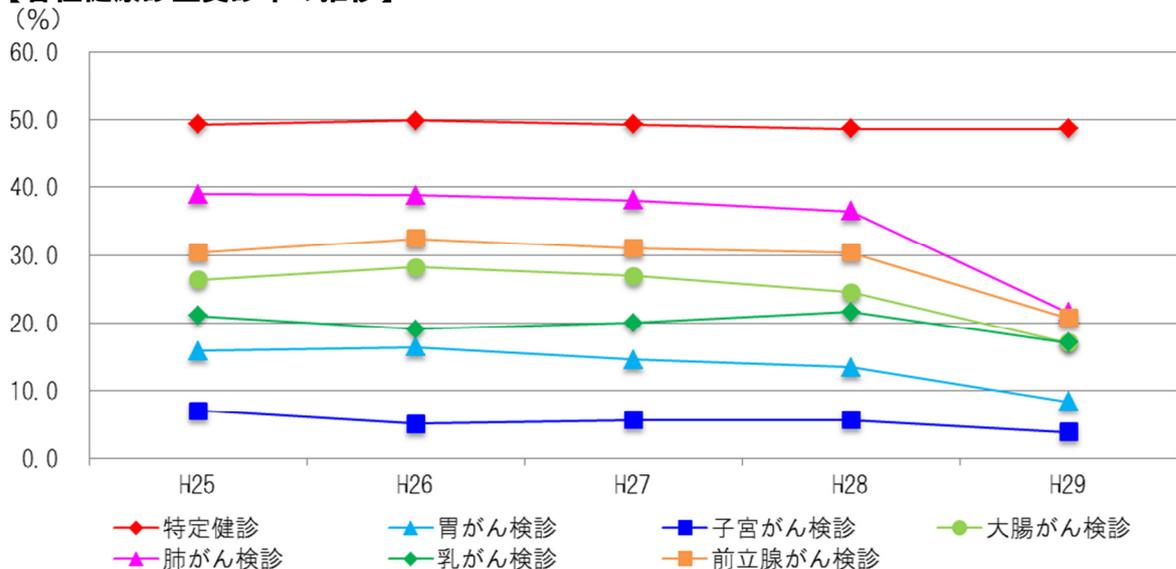
主要指標	現況値 (平成29年度)	目標値 (平成34年度)
特定健康診査受診率	48.7%	60%
保健医療体制が満足・普通と思う住民割合 (町民アンケート調査)	86% (平成26年度)	100%

1 現状・課題

健康づくりを進めるうえでは、病気の予防から治療、リハビリテーション、在宅ケアに至るまでの幅広いサービスを提供していくことが望めます。特に、高齢になっても自立した豊かな暮らしを続けるためには、一人ひとりが生活習慣の改善に努め、発病を予防する一次予防*を重点的に進めていくことが重要です。

また、町内の医療機関、近隣の中核的医療機関などの関係機関とも連携を深め、住民の皆さんが安心して医療サービスを受けることができる体制を強化することが重要です。

【各種健康診査受診率の推移】

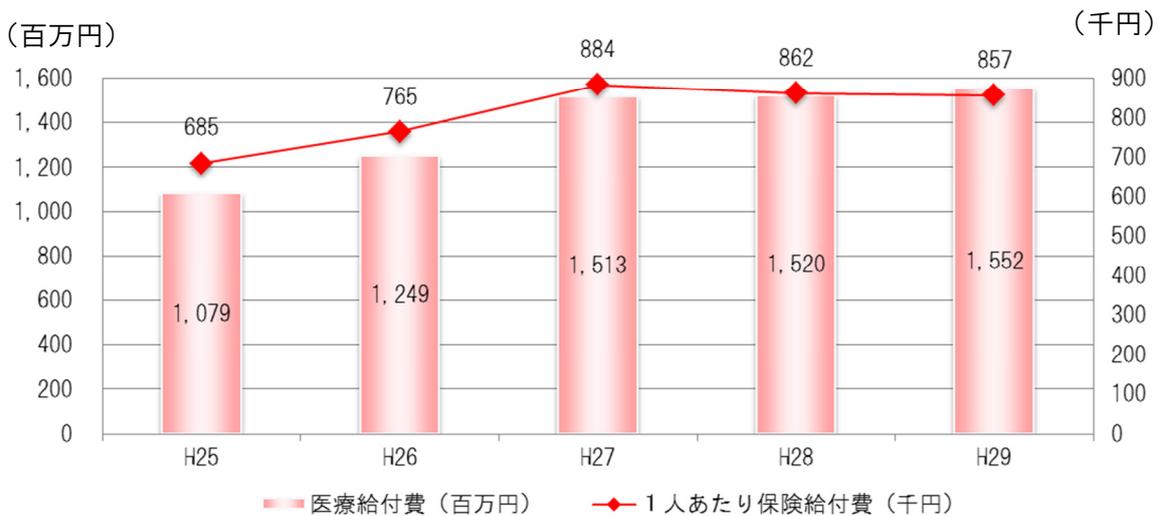


※平成29年度より県統一年齢基準の対象者数としたため、各がん検診の受診率が下がっています。

【国民健康保険会計の推移】



【後期高齢者医療会計の推移】



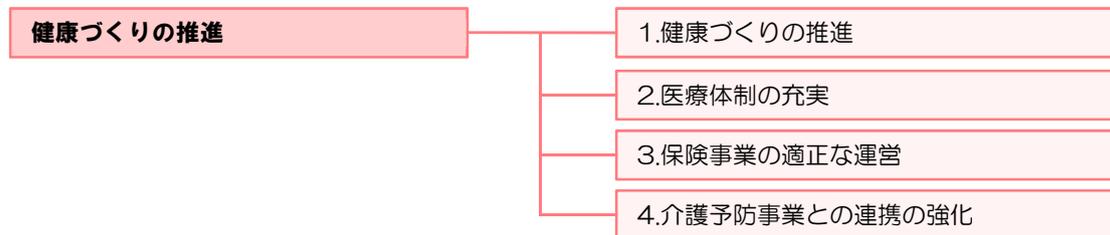
2 基本方針

住民の皆さんがいつまでも健康でいきいきと暮らせるよう、健康づくり運動を推進します。また、関係機関との連携を深め、必要なときにいつでも医療サービスを受けられることができる体制を整備します。

目標2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.健康づくりの推進	自主的な健康管理や健康づくりの意識の高揚に努めます。	①健康あんばち21第3次計画の推進 ②保健事業の充実 ③口腔保健事業の充実 ④健康増進に関する意識の高揚 ⑤健（検）診・健康教育・相談体制の充実 ⑥自殺対策事業の推進
2.医療体制の充実	医療機関との連携を深め、医療サービスの充実を図ります。	①地域医療体制の充実 ②救急医療体制の充実
3.保険事業の適正な運営	医療費を抑制するため、健康増進に関する普及・啓発などを促進し、保険事業の適正な運営に努めます。	①疾病の予防、早期発見体制の強化による医療費の抑制
4.介護予防事業との連携の強化	要支援・要介護状態とならないように健康づくりを推進します。	①介護予防事業の拡充



- 自主的な健康管理や健康づくりの意識の高揚、医療サービスの充実を図ります。

(2) 地域福祉の充実

1 現状・課題

少子高齢化、核家族*化の進展により、子育てへの不安を抱える家庭や家族による介護が困難な家庭が増加しています。また、住民ニーズが多様化するなか、行政による福祉サービスでは満足に対処できない場合もあります。

そのため、家族、町内会、ボランティア団体、NPO、民生児童委員*などと連携し、地域ぐるみの地域福祉活動を推進する必要があります。また、外部には発覚しにくい家庭内での暴力・虐待行為などに早期に対処するためにも、地域福祉体制の充実が必要です。

2 基本方針

福祉ボランティアの育成、関係機関との連携により、住民の皆さんの福祉に対する意識の高揚を図ります。

また、地域福祉体制づくりを推進し、ふれあいサロン・カフェの増設を目指します。

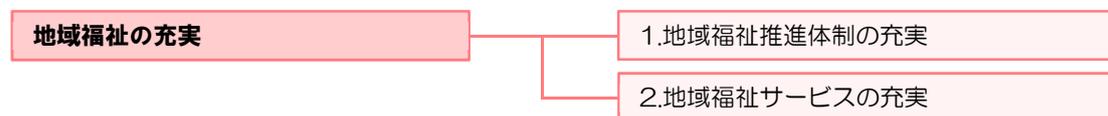
- 主体的な地域福祉活動の促進を図ります。



目標2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.地域福祉推進体制の充実	主体的な地域福祉活動の促進を図ります。	①福祉意識の高揚 ②団体育成 ③地域福祉ネットワークの整備 ④ふれあいサロン・カフェの増設 ⑤DV*対策の推進
2.地域福祉サービスの充実	住み慣れたまちで、安心して過ごせるように、地域ぐるみの福祉サービスの充実を図ります	①地域福祉体制の充実 ②虐待防止対策の充実



- 安心して過ごせるように、地域福祉体制、ネットワークの整備・充実を図ります。

(3) 社会福祉の充実

1 現状・課題

少子高齢化の時代を迎え、高齢者や介護を必要とする人々が増加する一方で、その担い手の不足が懸念されます。

多様化する住民の福祉ニーズに対してきめ細かに対応し、住民の皆さんが生涯にわたって健やかに安心して暮らせる地域社会の実現が求められています。

2 基本方針

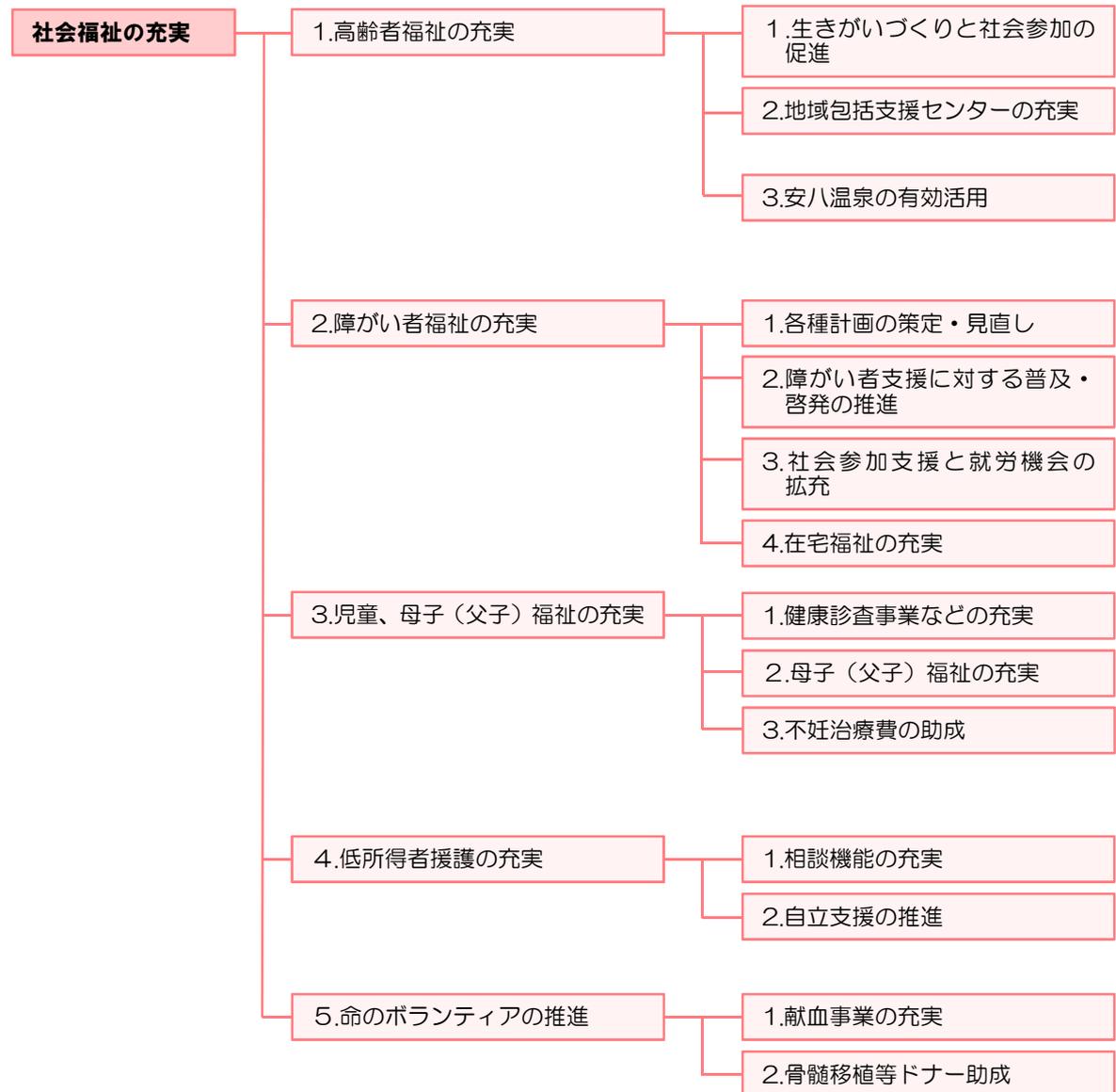
すべての人々が健康で安心した暮らしを送ることができ、一人ひとりが生きがいを持って社会に参画できる環境の整備と支援体制の充実を図ります。



- スポーツ活動の充実やシルバー人材センターの活性化など、社会参加の機会を拡充させ、高齢者の生きがい活動を支援します。

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



1) 高齢者福祉の充実

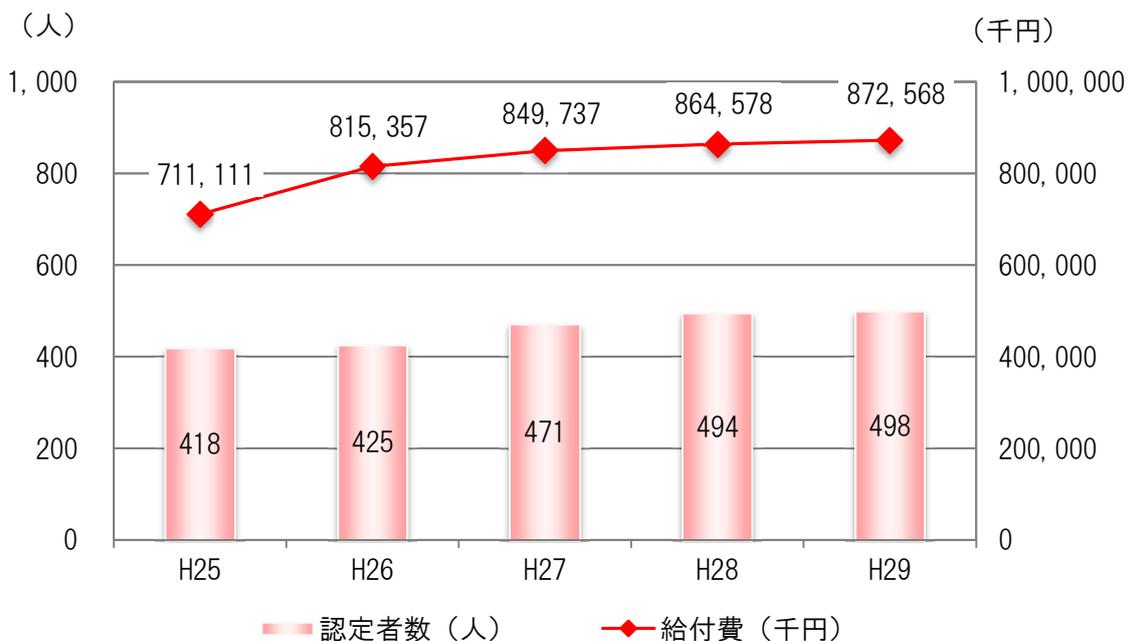
主要指標	現況値 (平成29年度)	目標値 (平成34年度)
老人クラブの加入者率	64%	70%
シルバー人材センター登録者数	74人	100人
介護予防教室回数	496回	600回

1 高齢者福祉の現状・課題

本町の高齢化率は平成30年時点で約27%となっており、今後も上昇が見込まれます。

団塊の世代の大量退職、長寿命社会の時代を迎えるなかで、高齢者が安心して過ごせるように、福祉や介護予防*を充実することが重要です。また、生きがい対策として、豊富な知識・経験などを各分野で発揮できる場の充実が重要です。

【介護保険の状況】



III 基本計画

- 目標 1
- 目標 2
- 目標 3
- 目標 4
- 目標 5
- 目標 6
- 目標 7
- 目標 8

資料編

目標2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

2 高齢者福祉の基本方針

高齢者がいつまでも健康で安心して暮らせるように、生きがいづくりや社会参加の拡充などの支援体制を充実します。

【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.生きがいづくりと社会参加の促進	スポーツ活動の充実、社会参加の機会を拡充させ、高齢者の生きがい活動を支援します。	①老人クラブ活動の支援 ②生涯学習・スポーツ活動の充実 ③シルバー人材センターの活性化
2.地域包括支援センターの充実	介護予防・相談機能を充実させます。	①介護予防体制の拡充
3.安八温泉の有効活用	交流の場、健康づくりの場として有効活用を図ります。	①安八温泉での介護予防教室の充実



- 高齢者向けの健康セミナーや生涯学習・スポーツ活動の充実など、介護予防・相談機能を充実させます。

2) 障がい者福祉の充実

主要指標	現況値 (平成26年度)	目標値 (平成34年度)
障がい者福祉が満足・普通と思う住民割合 (町民アンケート調査)	86%	100%

1 障がい者福祉の現状・課題

障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会を実現するため、障害者自立支援法が、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正され、本町では、生活支援の拡充などに取り組んできました。

今後ともノーマライゼーション*の理念に基づき、障がいのある人も自立した生活が送れ、社会の一員として活動に参加できる支援体制の充実や環境整備が重要です。

2 障がい者福祉の基本方針

地域ぐるみの助け合いにより、障がいのある人も安心して自立した生活を送ることができる体制を充実します。

- 障がい者支援に対する普及・啓発を推進し、地域ぐるみの支援体制の充実を図ります。



III 基本計画

- 目標 1
- 目標 2
- 目標 3
- 目標 4
- 目標 5
- 目標 6
- 目標 7
- 目標 8
- 資料編

目標2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.各種計画の策定・見直し	第3次障害者計画に基づく施策の推進並びに見直しを行います。	①第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画に基づく施策の推進 ②第4次障害者計画の策定
2.障がい者支援に対する普及・啓発の推進	安心・自立した生活を支援します。	①普及・啓発の推進 ②地域ぐるみの支援体制の充実
3.社会参加支援と就労機会の拡充	障がい者自身の社会参加や勤労意欲に対する要望へ対応します。	①ひかりの里での作業内容の拡充 ②機能訓練の充実 ③町や企業における障がい者の雇用
4.在宅福祉の充実	助成制度、生活支援制度を拡充します。	①住宅改善の助成 ②日常生活用具給付事業の拡充 ③ホームヘルプサービスなど福祉サービスの拡充



- ひかりの里での作業内容の拡充など、社会参加を支援するとともに就労機会の拡充を図ります

3) 児童、母子（父子）福祉の充実

主要指標	現況値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
乳幼児健診受診率	99%	100%

1 児童、母子（父子）福祉の現状・課題

小さな子どもを持つ家庭では、子どもの発育や健康状態を心配される方が多く、依然として厳しい経済・雇用情勢のなかでは、養育や教育、経済的なことなど、生計と子育ての両立への不安や困難に直面しています。

そのため、子育て世代包括支援センターを設置し、安心して子育てができる環境を整備する必要があります。

2 児童、母子（父子）福祉の基本方針

子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減、子育てへの不安の解消を図るため、助成制度の拡充や、関係機関との連携による医療・保健事業の拡充を図ります。

- 子どもを持つ家庭の経済的、精神的な不安を解消するため、相談機能の充実を図ります。



目標2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.健康診査事業などの充実	子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健事業などを拡充します。	①妊産婦の支援を強化 ②幼児健診・相談体制の充実 ③予防接種の充実 ④口腔保健事業の充実
2.母子（父子）福祉の充実	経済的、精神的な不安を解消するため、相談機能の充実や貸付金制度を拡充します。	①相談機能の充実 ②就労など自立支援の促進 ③就学金制度の拡充
3.不妊治療助成	不妊治療の助成をします。	①制度の充実



- 乳幼児健診・相談体制などの母子保健事業を拡充し、安心して子育てができる環境を整備します。

4) 低所得者援護の充実

主要指標	現況値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
要支援者支援割合*	95%	100%

1 低所得者援護の現状・課題

本町では、疾病や身体の障がいなどのさまざまな要因によって生活困窮に陥り、生活の維持が困難な世帯に対して、自立に向けて指導・助言を行ってきました。また、さらに生活が困窮する世帯に対しては、生活保護を適用してきました。

今後も低所得世帯の状況把握に努めるとともに、生活の安定・自立に向けた指導や相談体制、制度の活用による支援体制を充実する必要があります。

2 低所得者援護の基本方針

生活の安定と自立を支援するために、民生児童委員など関係機関との連携を強化し、相談、支援体制の充実を図ります。

【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.相談機能の充実	関係機関との連携を深め、相談への対応と自立助長への生活指導を充実します。	①定期訪問・面接相談の充実
2.自立支援の推進	低所得世帯の実態把握に努め、関係機関と連携して自立更生の指導強化を図ります。	①福祉資金貸付制度の拡充

III 基本計画

- 目標 1
- 目標 2
- 目標 3
- 目標 4
- 目標 5
- 目標 6
- 目標 7
- 目標 8

目標2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

5) 命のボランティアの推進

1 献血やドナー登録の現状・課題

血液は人工的につくることはできないうえ、長期保存もできないため、血液製剤を常に確保しておくためには年間を通じた継続的な献血への協力が必要不可欠です。

若い世代の献血者が減少傾向にあり、このままでは将来述べ献血者約85万人分の血液が不足する恐れがあります。

また、臓器移植を希望して移植を受けられる人の割合は、年間でわずか2%、非血縁者間の骨髄移植や末梢血幹移植の適合率は数百～数万分の1の確率のため、一人でも多くの命のボランティアを増やす必要があります。

【献血の状況】

	H25	H26	H27	H28	H29
献血回数	15	14	13	12	11
献血人数	306	259	255	248	194

2 命のボランティア推進の基本方針

関係機関と連携し、採血の場を多く設け、献血やドナー登録について広く広報するなど、命のボランティアを推進します。

【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.献血事業の充実	関係機関との連携を深め、移動採血車を配車し、献血事業の充実を図ります。	①安八町献血事業の充実 ②ドナー登録意識の高揚
2.骨髄移植等ドナー助成	骨髄・末梢血幹細胞を提供したドナー及びそのドナーを雇用している事業所へ助成を行う。	①制度の創設

目標3

便利で快適に暮らせるまちづくり

住民の住みやすさや暮らしやすさ、地域の経済・産業活動を支える利便性と快適性の高い基盤が整備されたまちを目指します。



<重点施策>

● 新たな公共交通機関の誘致

公共交通の利便性向上に向けて、民間バス路線などの新たな公共交通機関の誘致を働きかけます。

● 定住・移住施策の推進

少子高齢化の進行や財政状況などを踏まえながら、多様なニーズに対応した定住・移住施策を展開し、定住人口の確保を図ります。

● 公園の整備

子どもから高齢者まで、すべての住民がゆったりと過ごすことができる公園を整備します。

目標3 便利で快適に暮らせるまちづくり

(1) 計画的な土地利用の推進

主要指標	現況値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
市街化区域の面積	297ha	335ha

1 現状・課題

本町では、秩序ある土地利用を図るため、都市計画マスタープランなどに基づき計画的な土地利用を進めてきましたが、今後は安ハスマートIC*周辺への企業誘致の推進、定住人口の確保など、新たな土地需要が見込まれます。

本町の豊かな自然環境や集落環境に配慮しつつ、安ハスマートICを核とした新たな土地需要に的確に対応し、機能的で魅力あるまちづくりを進めるために、総合的かつ計画的な土地利用を進める必要があります。

【都市計画用途地域*の指定状況】

(平成30年度)

区分	面積(ha)	割合(%)
都市計画区域*	1,816.0	100.0
市街化区域*	297.0	16.4
第1種低層住居専用地域	21.0	1.2
第2種低層住居専用地域	4.0	0.2
第1種中高層住居専用地域	18.0	1.0
第2種中高層住居専用地域	31.0	1.7
第1種住居地域	54.0	3.0
第2種住居地域	43.0	2.4
近隣商業地域	11.0	0.6
準工業地域	33.0	1.8
工業地域	11.0	0.6
工業専用地域	71.0	3.9
市街化調整区域*	1,519.0	83.6

2 基本方針

住民の皆さんと協調しながら、総合的・計画的な土地利用を推進します。

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.秩序ある土地利用	規制・誘導を的確に行い、適正な土地利用を推進します。	①土地利用計画の見直し ②土地利用の規制・誘導 ③開発行為の適正な指導
2.市街地の形成	機能的で魅力ある市街地を形成します。	①市街化区域の拡大 ②地区計画の導入

- 安ハスマート IC 周辺の整備を契機とした企業誘致の推進など、新たな土地需要に的確に対応した秩序ある土地利用を進めます。



目標3 便利で快適に暮らせるまちづくり

(2) 快適な生活環境の整備

1 現状・課題

道路や上水道・下水道などの社会資本は、経済活動や快適な住民生活を支える重要な基盤です。しかし、人口減少に伴う税収の減少、高齢化に伴う社会保障費の増大などにより、財政は厳しい状況にあります。そうしたなか、安ハスマートIC周辺整備のほか、東海環状自動車道やリニア中央新幹線の整備が進められており、今後、本町を取り巻く環境も大きく変化すると予想されます。

そのため、社会経済情勢の動きを見据えながら、既存の施設を適切に維持管理するとともに、「選択と集中*」により効果的かつ計画的に社会資本整備を進める必要があります。

2 基本方針

最小の投資で最大の効果を挙げるために、計画的な整備と既存施設の有効活用を図り、快適で便利な生活を支える社会基盤を整備します。



- 社会資本の計画的な整備とともに、既存施設の適切な維持管理を図ります。

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



III 基本計画

目標 1

目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

目標 6

目標 7

目標 8

資料編

目標3 便利で快適に暮らせるまちづくり

1) 道路・交通網の整備

主要指標	現況値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
町道の改良率	58.1%	62%

1 道路・交通網整備の現状・課題

本町は、東西を長良川と揖斐川によって隣接市町と分断されており、岐阜市や大垣市、羽島市方面への道路混雑が著しく、交通上の支障となっています。一方で、安ハスマートICの開通や一般県道大垣江南線などの広域的な幹線道路の整備が進んでいます。そのため、広域的な幹線道路の整備に伴う自動車の動線変化に対応した道路網整備が重要となっています。また、日常生活に密着した生活道路や歩道・交差点の整備など、安全性・利便性の向上が必要です。

【道路の整備状況】

(平成30年4月1日現在)

種別	路線名(数)	延長 (m)	改良延長	
			(m)	改良率 ^{※1} (%)
一般国道	21号線	356.0	356.0	100.0
主要地方道	大垣一宮線	2,958.9	2,958.9	100.0
	北方多度線	4,900.8	4,900.8	100.0
	岐阜垂井線	1,809.7	1,809.7	100.0
一般県道	美江寺西結線	880.5	880.5	100.0
	岐阜千本松原公園自転車道線	5,186.5	5,186.5	100.0
	安八平田線	5,011.6	5,011.6	100.0
	安八海津線	5,974.7	5,974.7	100.0
	大垣江南線	2,960.0	1,158.0	39.1
町道	1,320路線	310,369.7	180,407.0	58.1

※1 幅員が4.5m以上に改良された道路延長の道路全延長に対する比率

2 道路・交通網整備の基本方針

道路整備計画を策定し、計画的な道路網の整備により、日常生活の利便性向上、交通アクセス*性の向上を図るとともに、歩道・交差点の整備など、歩行者の安全性確保に努めます。

【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.広域的主要道路の整備促進	関係市町の連携を深め、国・県への整備促進に向けた要望活動を強化します。	①大垣江南線の早期整備に向けた活動促進 ②主要地方道の整備促進 ③国道21号の6車線化の促進
2.生活道路の整備	生活に密着した道路網の整備を図り、日常生活の利便性を向上します。	①土地利用計画を考慮した道路の整備 ②歩道の整備 ③交差点改良 ④道路舗装補修 ⑤橋梁点検・補修
3.安ハスマートIC周辺の道路網整備推進	地域の活性化を図るため、安ハスマートIC周辺の道路網整備を推進します。	①安ハスマートICアクセス道路の整備推進
4.道の駅の整備	高規格道路の整備に合わせ、道の駅の整備を検討。	①道の駅の検討

- 一般県道大垣江南線などの広域的主要道路の早期整備に向けた活動を促進するとともに、安ハスマートICを活かしたアクセス道路の整備推進を図ります。



目標3 便利で快適に暮らせるまちづくり

2) 公共交通機関の整備

主要指標	現況値 (平成29年度)	目標値 (平成34年度)
名阪近鉄バス（岐垣線、羽島線、穂積線）の年間利用者数	359,797人	375,000人
安八町コミュニティバスの年間利用者数	31,660人	37,000人

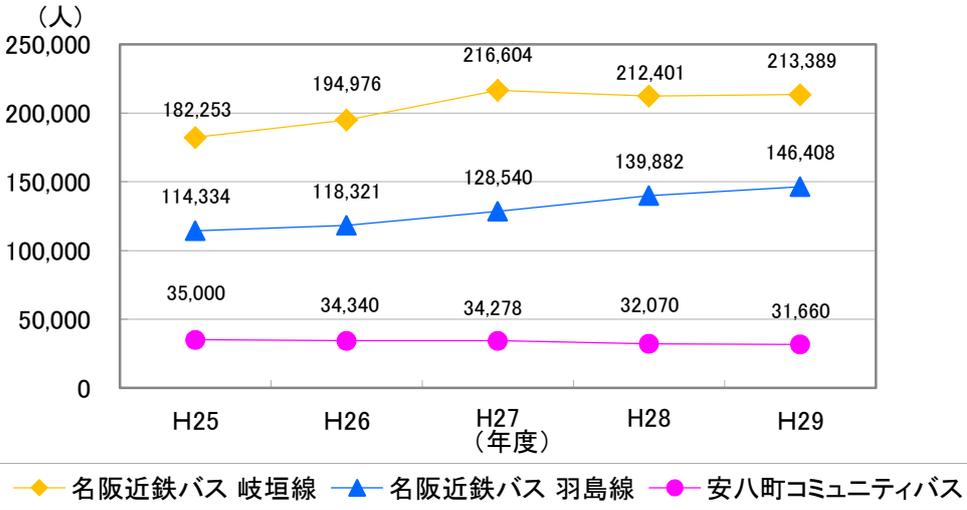
1 公共交通機関整備の現状・課題

公共交通機関は、高齢者や障がいのある方などの交通弱者*にとって買い物や通院の重要な手段であることから、利便性の向上が必要です。

本町の公共交通機関は路線バスのみであり、安八温泉を起点として町内をくまなく巡回する町営のコミュニティバス並びにバス事業者による大垣市、岐阜市、羽島市方面への路線があります。瑞穂市のJR穂積駅利用者も多い状況ですので、平成30年4月から要望に応える形で、安八温泉からJR穂積駅をつなぐ安八穂積線の運行が開始されました。

また、平成30年7月からは町営のコミュニティバス路線の見直しを行い2台体制とし、医療機関や商業施設への停留所を増設することで利便性の向上を図りました。

【バス利用者数の推移】



※1 名阪近鉄バス岐垣線・羽島線の輸送人員は、定期券の購入者数含む人員

2 公共交通機関整備の基本方針

利用者の動向、住民の皆さんの要望を的確に把握し、バス事業者など関係機関とも連携しながら、公共交通機関の充実を図ります。

また、既存路線の周知・利用促進に努めます。

【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.バス路線の充実	関係機関と協議を進め、路線バスの利便性を向上します。	①事業者へのバス路線・ダイヤ見直しの要望
2.コミュニティバスの充実	効果的な運行体系へ見直します。	①路線・ダイヤなどの検証 ②デマンドバス*の導入検討
3.新たな公共交通機関の誘致	利便性向上に向けて、新たな公共交通機関の誘致を働きかけます。	①民間バス路線などの誘致
4.高齢者の移動手段の確保	超高齢社会を見据え、高齢者の安全で便利な移動手段を確保します。	①高齢者の移動手段確保に向けた施策の検討

- バス利用者の動向、要望を的確に把握し、効果的な運行体系を図ります。



目標3 便利で快適に暮らせるまちづくり

3) 上水道の整備

主要指標	現況値 (平成29年度)	目標値 (平成34年度)
上水道の有収率*	75.8%	80.0%

1 上水道整備の現状・課題

本町は、揖斐川と長良川の2大河川の間に位置し、豊富で良質な地下水を保有しており、水道普及率は平成29年度時点で100%となりました。しかし、昭和51年に建設された現在の上下水道は、電気系統及びポンプ施設の老朽化が進行しています。

また、既設水道管についても同様に老朽化しております。

上水道は生活に欠かすことのできない重要な社会基盤であることから、快適な生活環境を創出するためにも、施設の耐震化も含め、計画的な整備や適正な維持管理を図り、安全で安定した供給に努める必要があります。

【給水人口の推移】

	H25	H26	H27	H28	H29
行政区域内人口(人)	15,305	15,195	15,241	15,168	15,073
給水人口(人)	15,194	15,008	15,047	14,982	15,073
普及率(%)	99.3	98.8	98.7	98.8	100.0
有収率(%)	76.8	76.3	75.6	76.6	75.8
一日平均給水量(m ³ /日)	5,281	5,179	5,161	5,149	5,243

※ 行政区域内人口及び給水人口は、大垣市平町川東地区並びに外国人人口を含む値

2 上水道整備の基本方針

上水道の安定供給を図るため、計画的な既存施設の整備・更新、配水池の増設、既設管路の更新などを実施するとともに、健全な運営に努めます。

【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.良質な水の安定供給	定期的に水質検査を実施し、良質な水の安定供給に向けた水道施設の適正な維持管理、耐震化を図ります。	①水道施設の計画的な整備、適正な維持管理 ②上水場、配水ポンプ、配水池、配水管の計画的な更新・耐震化
2.経営の合理化	水道会計の健全な運営を図ります。	①節水意識の高揚、経営の安定化

- 水質検査の強化や配水場の機械類などの適正な維持管理により、良質な水の安定供給に努めます。



目標3 便利で快適に暮らせるまちづくり

4) 下水道の整備

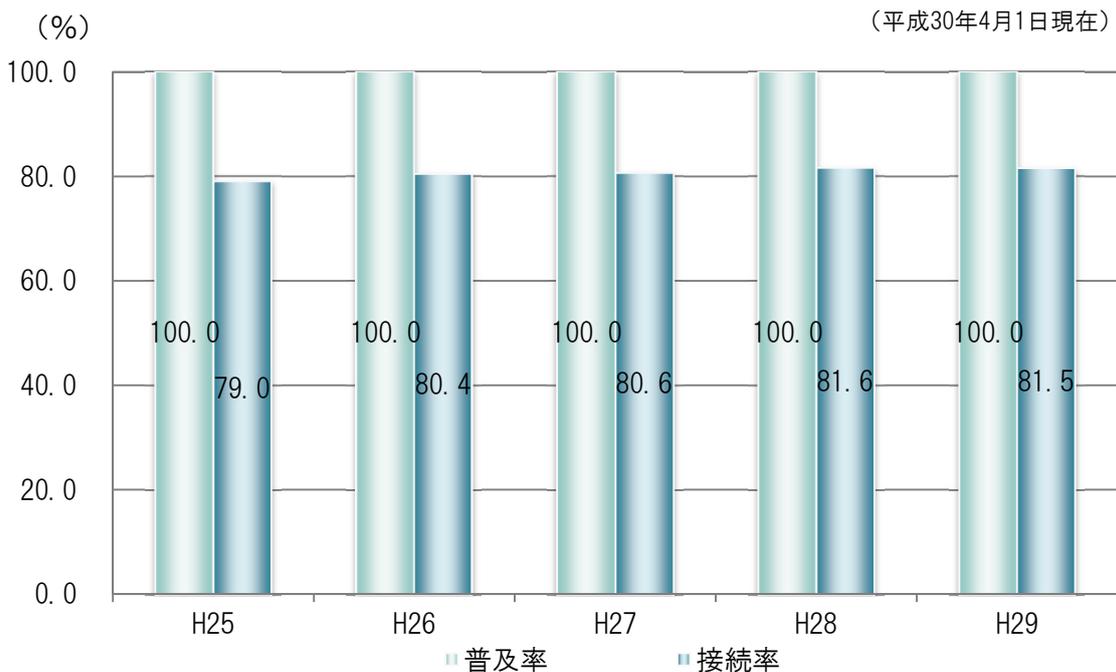
主要指標	現況値 (平成29年度)	目標値 (平成34年度)
下水道の接続率	81.5%	86%

1 下水道整備の現状・課題

本町の下水道事業は、平成3年度より開始され、計画区域583.4haのうち平成29年度末現在で482haが整備済みであり、平成35年までに事業が完了する予定です。終末処理場*は平成9年度より供用を開始し、3系施設の整備が完了し、接続率の状況に応じて、4系施設及び高度処理施設*の整備を進めていきます。

整備の進捗に伴い、今後は健全な下水道会計を堅持するためにも、管路、終末処理場などの効率的な維持管理や耐震化を実施することが必要です。

【下水道事業の状況】



2 下水道整備の基本方針

下水道の普及・啓発活動を強化し、接続率の向上を図ります。また、財政計画との整合を図りつつ、効率的・効果的な維持管理に努めます。

【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1. 管路、終末処理場の整備	整備計画に基づき、全区域の整備を完了します。	①計画的な整備の推進
2. 下水道接続の促進	接続率の向上に努めます。	①啓発の強化
3. 効率的な維持管理計画	効率的な終末処理場の維持管理、管路の保守を実施します。	①処理場長寿命化計画に基づく適正な維持管理の推進 ②処理場の耐震化 ③管路の保守点検

- 下水道接続の促進を図るとともに、管路、終末処理場などの効率的な維持管理や耐震化を実施します。



目標3 便利で快適に暮らせるまちづくり

5) 情報の共有

1 情報共有の現状・課題

本町では、情報公開制度の運用や広報誌、ホームページの充実などにより、積極的な行政情報の公開を進めてきました。一方、パソコンやスマートフォン*などの普及に伴い、行政が発信する情報が住民の皆さんにとって受け取りやすくなった一方で、情報量が膨大となり、提供された情報を有効に活用しにくいという課題も生じています。住民の皆さんと行政との協働によるまちづくりのためには、情報共有が不可欠であることから、必要な情報を容易に取得できる仕組みの構築が必要です。

また、国において社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）*が導入されたため、行政の効率化、住民の皆さんの利便性向上など、情報通信技術を効果的に活用した電子行政の推進に向けた取り組みが必要です。

2 情報共有の基本方針

協働のまちづくりに向けた情報の発信や共有、効率的な行政運営に向けた電子行政の取り組みを進めます。

【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1. ICT活用による行政サービスの向上	ICTを活用した情報環境や電子的行政サービスの充実を図ります。	①情報の公開と管理 ②広報・広聴の充実 ③電子行政の推進

6) 住宅の整備

1 住宅整備の現状・課題

人口減少を迎えるなか、定住人口の確保を図るためにも、若年層の定住促進やUターン・Iターン*の受け入れ体制を充実させることが必要です。さらに、人口減少に伴い増加する空き家の活用を多面的に検討し、効果的な住宅整備に取り組む必要があります。

2 住宅整備の基本方針

新たな住宅取得者に対する支援や、空き家等を活用し定住人口の確保を図ります。

【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.定住・移住施策の推進	定住・移住者に対する支援制度を推進します。	①住宅取得支援施策の推進
2.空き家対策の推進	人口減少に伴う空き家の増加対策や、企業の空き社宅の利活用を検討します。	①空き家対策の実施 ②空き社宅の活用検討

目標3 便利で快適に暮らせるまちづくり

7) 公園・緑地などの整備

主要指標	現況値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
都市公園面積の充足率※	25%	30%

※ 1人当たりの都市公園の敷地面積の標準(10㎡)に対する比率

1 公園・緑地など整備の現状・課題

本町では、地形の特徴から「水と緑を活かした地域づくり」を進めてきました。しかし、住民の皆さんの公園に対するニーズは多様化しており、子どもから高齢者までのすべての住民が気軽に利用でき、多世代の交流が深められる魅力的な公園を整備する必要があります。また、防災の観点からも、避難所として公園の計画的な整備や維持管理が求められています。

緑地については、潤いのある環境の創出に向けて、公共施設などの緑化を推進することが重要です。

2 公園・緑地など整備の基本方針

子どもから高齢者までのすべての住民がゆったり過ごすことができる公園を整備し、自然を活かした緑豊かなまちづくりを推進します。

【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.公園の整備、維持管理	住民の皆さんが気軽に利用でき、健康づくり、交流の場として有効に活用できる魅力ある公園を整備します。	①子どもの遊び場としての整備、適正な維持管理 ②高齢者の憩いの場、健康づくりの場としての整備 ③コミュニティ*活動の場としての整備 ④北部公園における全天候対応型の屋内施設及びグラウンドの整備検討 ⑤地区による維持管理の促進 ⑥避難所としての防災機能の充実 ⑦公園墓地の検討
2.緑地の整備	自然豊かな緑のまちづくりを推進します。	①公共施設などの緑化の推進 ②道路沿線の緑化の推進

- 子どもから高齢者までのすべての住民が気軽に利用でき、健康づくり、交流の場として活用できる魅力ある公園の整備、維持管理を図ります。



目標3 便利で快適に暮らせるまちづくり

8) 美しい景観の形成

主要指標	現況値 (平成26年度)	目標値 (平成34年度)
環境美化活動が満足・普通と思う住民割合 (町民アンケート調査)	92%	100%

1 景観形成の現状・課題

揖斐川・長良川などの河川や輪中、田園風景などの景観は、魅力あるまちを構成する重要な要素です。

そのため、建物や公共空間、屋外看板などの景観を構成するあらゆる要素を美化の面から見直し、自然的・歴史的景観を保全しつつ、地域の景観との調和を図り、美しく、魅力あるまちづくりを進める必要があります。

2 景観形成の基本方針

揖斐川・長良川などの河川や田園風景など、豊かな自然環境と調和した美しい景観づくり、空間づくりを図ります。

【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1. 美しい景観の創造	揖斐川・長良川などの河川や田園風景など、美しい景観づくりに努めます。	①地域の特色を活かした景観の形成 ②景観に配慮した屋外広告物の設置

9) 斎苑の運営

1 斎苑運営の現状・課題

家族形態、生活様式の多様化などにより、住民の皆さんの斎苑に対するニーズも多岐にわたっています。近年では、家族葬の利用が増えています。
そのため、サービスの向上に努め、時代に即した施設運営が必要です。

2 斎苑運営の基本方針

多様なニーズに対応した施設運営を図ります。

【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1. 斎苑の運営	多様なニーズに対応した斎苑の運営を図ります。	①利用者のニーズにあったサービスの向上

- 利用者のニーズにあったサービスの向上を図ります。



III 基本計画

目標 1

目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

目標 6

目標 7

目標 8

目標3 便利で快適に暮らせるまちづくり

目標4

自然と共生した潤いのあるまちづくり

**揖斐川や長良川の清流などの自然環境と生活環境
が調和した、環境にやさしく、潤いのあるまちを
目指します。**



<重点施策>

● 環境保全の推進

本町の豊かな地下水や、揖斐川や長良川の清流などの良好な自然環境を保全するため、循環型社会の構築に向けた意識の啓発、省資源化・リサイクルなどの取り組みを推進します。

目標4 自然と共生した潤いのあるまちづくり

(1) 環境対策の充実

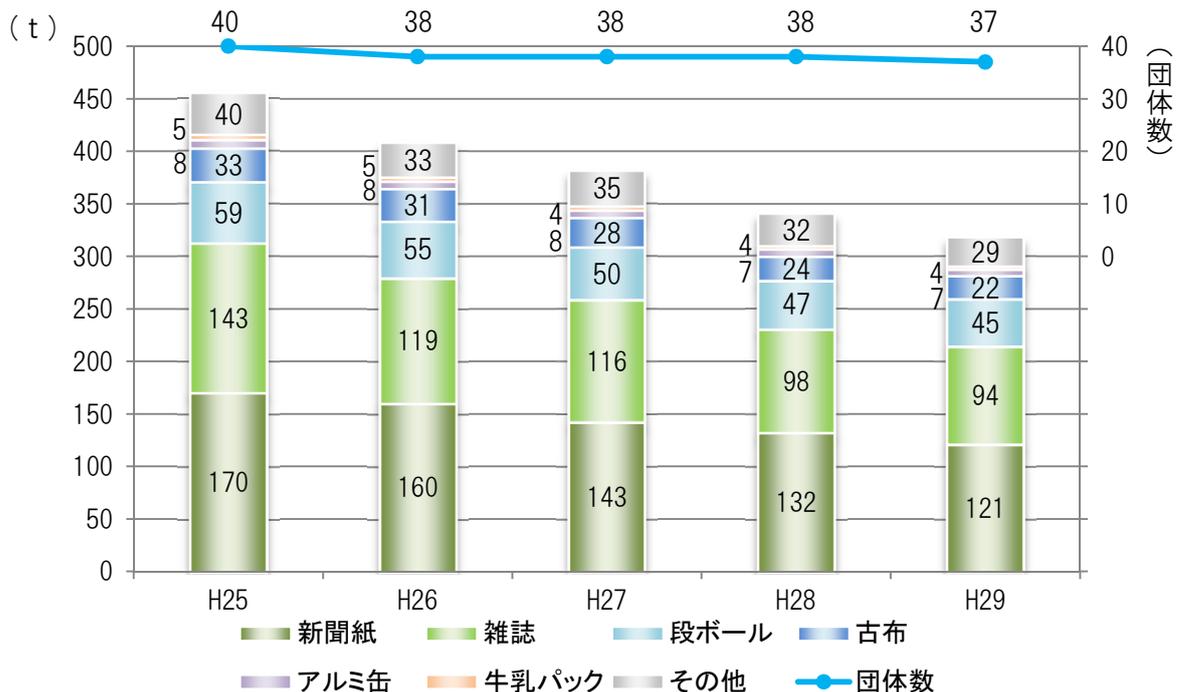
主要指標	現況値 (平成29年度)	目標値 (平成34年度)
1人あたりの年間ごみ排出量(可燃+粗大)	229kg	200kg

1 現状・課題

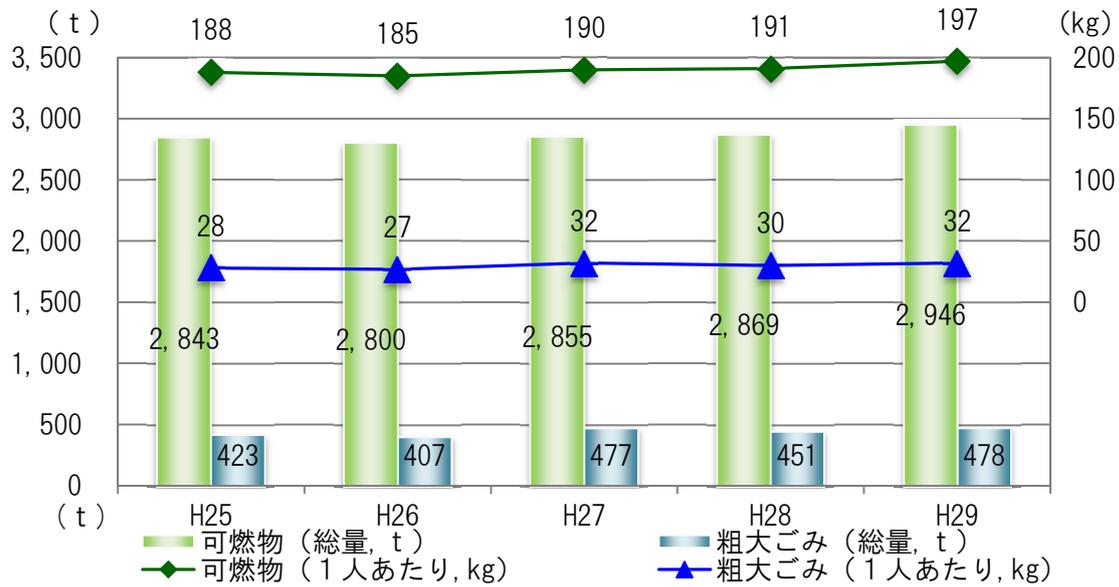
成熟社会を迎えたわが国では、これまでの大量消費の生活を見直し、限りある資源を守り、環境への負荷を減らす循環型社会*の構築が求められています。こうしたなか、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などが制定され、全国的にリサイクル*の取り組みが進められています。

本町においても、ごみの減量化・リサイクルの取り組みが行われています。今後も、さらなる環境対策の推進に向けて、資源ごみの回収・リサイクルやごみの減量・分別を進め、ごみを出さない環境にやさしい社会の形成が求められています。また、本町には大規模な工場が複数立地し、環境関係法令が遵守されていますが、さらに監視体制を充実させるとともに、事業者の協力も得ながら、事業活動に伴うごみの減量化や環境汚染の未然防止に努める必要があります。

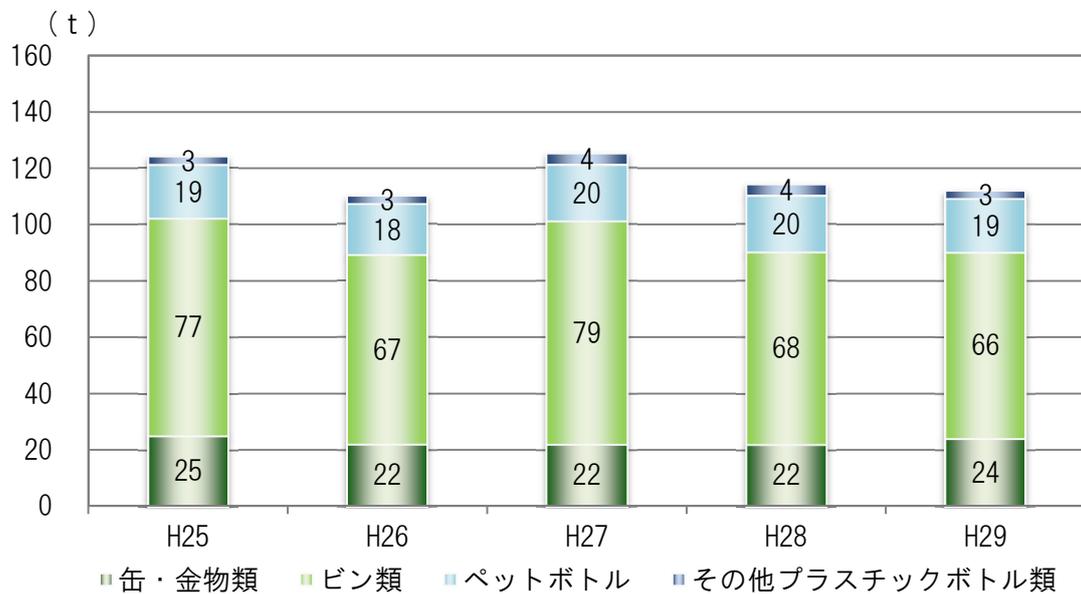
【地域リサイクル活動の推移】



【年間ごみ排出量の推移】



【町リサイクル活動の推移】



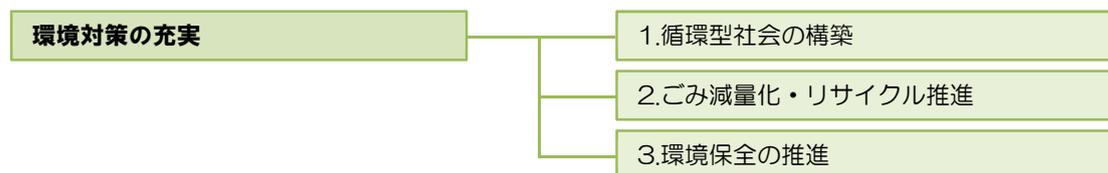
2 基本方針

循環型社会の構築に向けた意識の啓発を図り、行政と住民や事業者の皆さんとの協働により、省資源化・リサイクルなどの取り組みを推進します。

目標4 自然と共生した潤いのあるまちづくり

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.循環型社会の構築	ごみの減量化・再資源化を促進し、環境にやさしいまちづくりを推進します。	①普及・啓発の推進 ②5R*の推進 ③企業などとの連携
2.ごみ減量化・リサイクル推進	事業者と連携し、廃棄物減量等推進協議会の活動を拡充します。	①ごみ排出抑制の推進 ②資源ごみ回収の拡充とリサイクル推進 ③レジ袋、容器包装の抑制
3.環境保全の推進	環境汚染防止意識の高揚を図ります。	①環境保全の推進 ②監視体制の充実 ③環境情報の提供推進



- レジ袋、容器包装の抑制などによりごみの減量化を図ります。

(2) 新エネルギーの普及促進

1 現状・課題

地球温暖化をはじめとする環境問題は世界規模で深刻化しており、地球温暖化の要因である温室効果ガス*の排出量削減や日常のエネルギー消費量抑制は世界共通の課題となっています。

本町では、太陽光発電システムの普及・促進など新エネルギー*の導入に向けた取り組みを推進してきました。今後は、環境負荷の低減に向けて、行政、住民、事業者の協働による太陽光発電などの新エネルギーを活用したまちづくりを推進するため、さらに省エネルギー・低炭素社会*の構築を目指す必要があります。

2 基本方針

新エネルギー設備の導入支援に努めるとともに、温室効果ガスの排出削減に向けた活動を進めます。

目標4 自然と共生した潤いのあるまちづくり

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】

新エネルギーの普及促進

1.新エネルギーの普及・啓発

【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.新エネルギーの普及・啓発	省エネルギー意識の啓発並びに新たなエネルギーの普及促進に努めます。	①太陽光発電などの新エネルギーシステムの普及・促進 ②公共施設の大規模改修時における省エネルギー、新エネルギー設備の導入



- 新エネルギー設備の導入支援に努めるとともに、省エネルギー意識の啓発、温室効果ガスの排出削減に向けた活動を進めます。

目標5

みんなで守る安全・安心なまちづくり

地域の防災・消防・防犯体制が整備された、誰もが安全・安心して暮らせるまちを目指します。



<重点施策>

● 防災対策の強化

自然災害や火災などへの対策を強化するために、防災拠点の整備並びに災害備蓄品の拡充に努めます。

● 交通安全対策の充実

自動車流入を抑制するため、安ハスマートICアクセス道路と長良川への連結道路の整備などによる交通安全対策により、安全・安心に暮らせる環境づくりを推進します。

目標5 みんなで守る安全・安心なまちづくり

(1) 防災、消防体制の強化

主要指標	現況値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
自主防災組織*への加入率	100%	100%
自主防災訓練実施地区数	7地区	10地区
防災行政無線普及割合	66%	70%

1 現状・課題

平成23年に発生した東日本大震災や近年頻発する集中豪雨による災害を契機として、安全・安心への関心が高まっています。住民の皆さんが安心して生活を送るためには、こうした災害や火災などへの対策を一層強化する必要があります。

特に、災害による被害を最小限におさえるためには、従来から取り組んできた防災施設・設備の整備に加えて、住民の皆さん自身の日ごろの備え（自助）や地域における取り組み（共助）が重要となります。

【消防力の状況】

	人員	消防車両	救急車	広報車
広域消防 (常備)	20人	2台	1台	1台
消防団 (非常備)	108人	9台		

【火災・救急・救助出動件数の推移】

	H25	H26	H27	H28	H29
火災	5件	3件	7件	6件	15件
救急	535件	545件	570件	638件	573件
救助	3件	6件	19件	10件	1件
計	543件	554件	596件	654件	589件

2 基本方針

防災用の資器材などの計画的な整備や住民の皆さんへの防災・減災意識の啓発を図り、行政と住民の皆さんが一体となった対策を推進します。

- 火災のない安八町を目指します。



- 各種防災計画の見直しや防災拠点*の整備検討により防災体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。



- 防災意識の高揚・啓発を図り、住民の皆さん自身の日ごろの備え（自助）や地域における取り組み（共助）を推進します。



III
基本計画

目標
1

目標
2

目標
3

目標
4

目標
5

目標
6

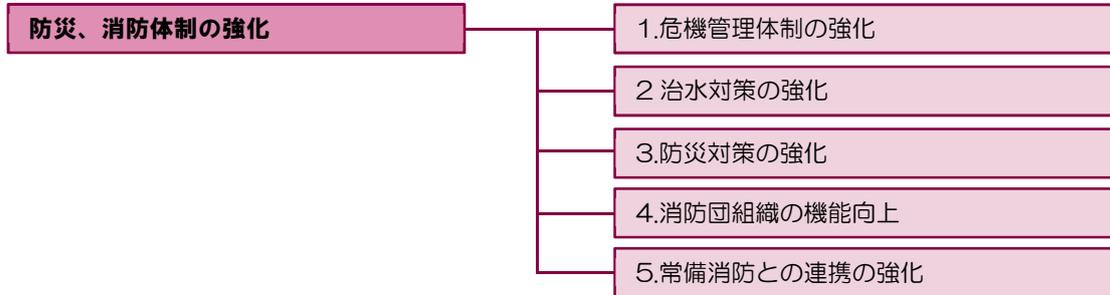
目標
7

目標
8

資料
編

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.危機管理体制の強化	武力攻撃事態などから住民の生命・財産を保護します。	①安八町国民保護計画の周知 ②防災計画など関係計画との連携
2.治水対策の強化	関係機関と連携し、水害対策を強化します。	①河川改修の促進 ②内水排除の強化
3.防災対策の強化	防災体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。	①各種防災計画の見直し ②防災意識の高揚・啓発 ③防災用設備、避難用生活用品・防災資器材の充実 ④2次避難所（7か所）における災害備蓄品の保管スペースの確保検討 ⑤自主防災組織の強化 ⑥各種補助制度の創設・拡充 ⑦防災無線のデジタル化更新 ⑧名神高速道路からアクセス可能な防災拠点の整備検討 ⑨防災拠点の耐震化
4.消防団組織の機能向上	消防団活動の機能性向上を図ります。	①機能的な訓練の充実 ②計画的な車両更新
5.常備消防との連携の強化	大垣消防組合との連携により、災害の最小化に努めます。	①連携体制の強化 ②救急活動の充実

(2) 防犯体制の強化と交通安全対策の充実

主要指標	現況値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
1年間の交通安全教室の参加者数	1,829人	1,900人
交通安全・防犯体制が満足・普通だと思う住民割合 (町民アンケート調査)	87% (平成26年度)	100%

1 現状・課題

全国的に核家族*化の進展やライフスタイル*の多様化などにより、地域での連携・連帯意識が薄れつつあり、子どもや高齢者が被害者となる事件や犯罪が増加しつつあります。また、自動車社会の進展の一方で、高齢化が進行しており、高齢者が交通事故を引き起こしたり、巻き込まれるケースも増加しています。

こうした事件や事故をなくし、誰もが安全で快適に暮らせる社会の実現に向けて、関係機関との連携を深めながら、地域ぐるみの防犯体制を強化するとともに、住民一人ひとりの交通ルール・マナーを遵守する意識の高揚、交通安全施設の充実を図る必要があります。

2 基本方針

交通安全施設、地域ぐるみの防犯活動を充実させ、安全・安心なまちづくりを推進します。

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.防犯体制の強化	関係機関との連携を深め、防犯活動を推進します。	①地域ぐるみの防犯体制の強化 ②防犯灯、街灯の整備促進
2.交通安全対策の充実	交通ルールの意識の高揚、生活道路への通過交通の流入を抑制するための道路整備などにより、交通安全対策を推進します。	①交通安全に対する意識の高揚 ②交通安全施設の充実 ③安ハスマートICアクセス道路の揖斐川堤防道路への連結整備の検討



- 交通ルール・マナーを遵守する意識の高揚、交通安全施設の充実を図ります。

目標6

活気と賑わいのあふれるまちづくり

活力の源である地域産業が活発で、若者から高齢者までの働く場所が確保された、生涯をふるさとで働くことができるまちを目指します。



<重点施策>

● 企業立地の促進

企業誘致を推進します。

安ハスマートICを始めとした、本町のメリットなどを、積極的にPRします。

● 既存企業に対する支援の充実

商工会など関係機関と連携し、既存企業の支援体制を拡充します。

目標6 活気と賑わいのあふれるまちづくり

(1) 新たな産業資源の発掘

主要指標	現況値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
町内で働く人数	7,314人	7,800人
工業振興（工場誘致など）が満足・普通と思う 住民割合（町民アンケート調査）	80% (平成26年度)	100%

1 現状・課題

社会経済情勢が大きく変化するなか、自立したまちづくりのためには、既存企業の振興をはじめ、新規企業の誘致などによる新たな活力の創造、雇用機会の拡充など地域の活性化を図ることが重要です。

本町では、安ハスマートIC周辺の工業団地整備を進めており、企業誘致による、雇用の創出、既存の産業の底上げが期待されます。この好機を最大限に活かすためにも、既存企業及び進出企業に対する支援策を拡充することが重要です。

2 基本方針

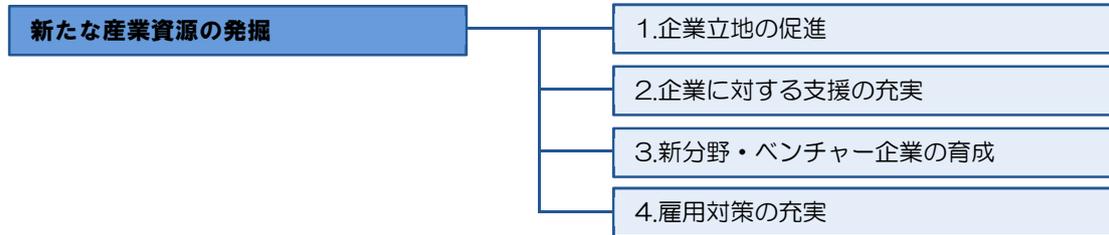
商工会や県などの関係機関と連携しながら、既存企業及び進出企業に対する支援の拡充を図ります。



- 関係機関と連携し、既存企業や起業に対する支援の拡充を図ります。

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.企業立地の促進	商工会など関係機関と連携し、支援体制を拡充します。	①経営指導、企業診断の充実
2.企業に対する支援の充実	県など関係機関とも協調し、各種財政的支援を拡充します。	①税などの優遇措置の拡充 ②設備投資・新商品研究開発などに対する助成措置の拡充 ③緑地規制の緩和 ④情報発信の強化、関係機関との連携の強化
3.新分野・ベンチャー企業*の育成	県など関係機関とも協調し、各種財政的支援を拡充します。	①起業に対する支援の拡充 ②新分野の研究開発に対する支援の検討
4.雇用対策の充実	企業進出により、新たな雇用機会を創出します。	①勤労者支援の充実 ②雇用機会の拡充

目標6 活気と賑わいのあふれるまちづくり

(2) 農業の振興

主要指標	現況値 (平成26年度)	目標値 (平成34年度)
農業振興が満足・普通と思う住民割合 (町民アンケート調査)	85%	100%

1 現状・課題

農業を取り巻く環境は、担い手の高齢化、後継者不足、遊休農地の増加、海外からの輸入増加などさまざまな課題を抱えています。こうしたなか、農業を振興するためには、集落営農の設立等による新たな担い手の育成や、担い手に対して農地を集積・集約化することにより、農業生産性の向上を図ることが必要です。

また、他の産地との差別化を図った特産品の開発や道路網整備に合わせた直売所の設置による地産地消*の推進、遊休農地の有効活用が必要です。

【農業の状況】

個人経営	H7	H12	H17	H22	H27
農家数(戸)	1,261	1,193	1,148	1,007	838
専門農家*	37	44	56	62	70
第1種兼業農家*	63	36	28	38	38
第2種兼業農家*	935	864	771	556	370
自給的農家*	226	249	293	351	360
農業就業人口(人)	1,028	1,256	1,136	676	608
経営耕地面積(ha)	819	744	711	588	444

資料：農林業センサス（各年）

※ 経営耕地面積は、個人における田・畑・果樹園の合計値

組織経営(H27)	経営耕地面積(ha)	水稻作付面積(ha)	小麦作付面積(ha)
農事組合法人あんぱち北部	26.4	24.9	9.7
農事組合法人むすぶ営農	31.5	21.5	10.2
農事組合法人クリーンファームまき	95.0	85.9	20.8

※ 水稻作付面積は、加工用米、飼料用米を含む値

※ 水稻作付面積及び小麦作付面積は、二毛作を含む値

2 基本方針

新たな担い手の育成や農地の集積・集約化により、農業生産性の向上を図るとともに、農産物の地産地消の推進、直売所の設置などによる消費拡大、遊休農地の活用に努めます。



- 農業生産基盤の整備、担い手の育成、農地の集積・集約化等により、農業生産性の向上を図るとともに、遊休農地の有効活用を検討します。

- 新たな特産品の開発とブランド化を進めるとともに、直売所などの新設による高品質な農産物の消費拡大に努めます。



III 基本計画

目標 1

目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

目標 6

目標 7

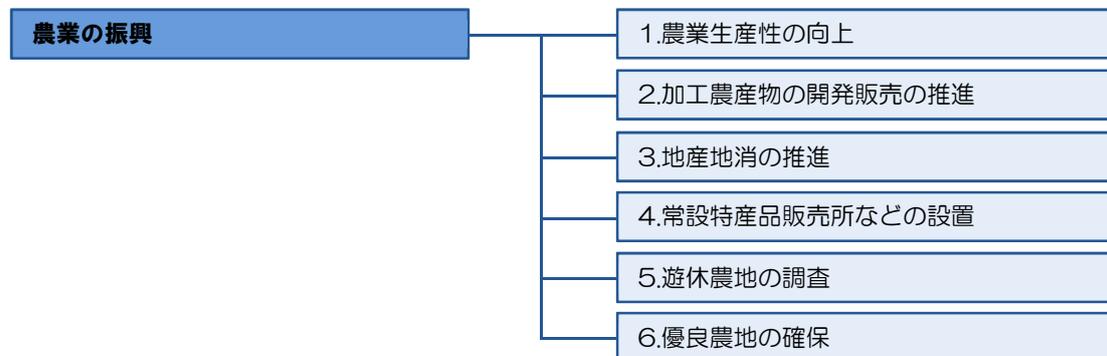
目標 8

資料編

目標6 活気と賑わいのあふれるまちづくり

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1. 農業生産性の向上	新たな担い手の育成や、農地を集積・集約化することにより、生産性の向上を図ります。	①農業経営の安定化 ②農業生産基盤の整備 ③農地の集積・集約化の推進 ④担い手の育成
2. 加工農産物の開発販売の推進	新たな特産品を開発し、ブランド化を進めます。	①新たな加工農産物の開発 ②新たな市場の開発 ③新しい人材の確保
3. 地産地消の推進	農産物の産地での消費を促進します。	①学校給食への積極的導入 ②飲食店への導入促進
4. 常設特産品販売所などの設置	直売所などの新設と高品質な農産物の消費拡大に努めます。	①運営組織の育成 ②出荷者及び市場の確保
5. 遊休農地の調査	遊休農地の実態を把握し、有効活用を検討します。	①遊休農地の調査 ②遊休農地の活用検討
6. 優良農地の確保	土地利用計画との調和を図り、優良農地の確保に努めます。	①農地中間管理事業の活用 ②土地利用計画との調和 ③優良農地の確保

(3) 商業の振興と消費者生活の充実

主要指標	現況値 (平成26年度)	目標値 (平成34年度)
町内における買い物など日常生活の便利さが満足・普通と思う住民割合（町民アンケート調査）	69%	80%
商業振興・消費者生活が満足・普通と思う住民割合（町民アンケート調査）	79%	90%

1 現状・課題

生活圏の拡大、近隣市町への大型商業施設の進出を背景に、本町の購買力は年々流出しています。また、本町の小売業はほとんどが個人店舗であり、商業力も弱いことから経営は厳しい状況となっています。そのため、商業の振興を図り、身近な買い物の場を確保するためには、商工会との連携を深めることが重要です。

また、近年はインターネットの活用など、買い物の利便性が高まっていますが、消費者が巻き込まれる犯罪も複雑化・巧妙化しています。消費者生活の充実を図るためには、安心して買い物ができる環境整備が重要です。

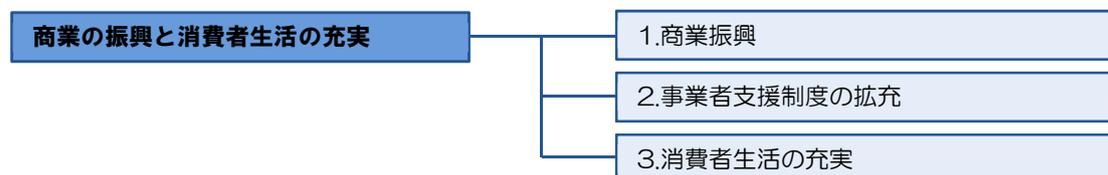
2 基本方針

商工会との連携を強化し、魅力ある商業環境づくりを推進します。また、消費者情報を適切に発信し、問題を未然に防止することで、消費者生活の充実を図ります。

目標6 活気と賑わいのあふれるまちづくり

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.商業振興	商工会と連携し、地域の特性を活かした魅力ある商業環境づくりを推進します。	①商工会などとの連携強化 ②魅力ある商業環境づくりの推進 ③観光資源の有効活用 ④観光特産品の開発
2.事業者支援制度の拡充	商工会と連携し、経営基盤の強化を図ります。	①融資制度・助成制度の普及 ②経営指導の充実
3.消費者生活の充実	関係機関と連携し、消費者問題の未然防止に努めます。	①適切な消費情報の提供 ②相談体制の充実



- 商工会との連携を強化し、経営基盤の強化、魅力ある商業環境づくりを推進します。

(4) 観光の振興

主要指標	現況値 (平成29年度)	目標値 (平成34年度)
安八百梅園の年間来園者数	56,000人	60,000人
安八温泉の年間入館者数	234,483人	300,000人

1 現状・課題

本町では、観光資源の積極的な発掘・開発により、徐々に認知されつつあります。今後、一層のまちの活性化を図るために、「安八百梅園」をはじめ「安八温泉」や歴史的・文化的資源も組み入れ、近隣市町や企業などとも連携しながら観光資源のネットワーク化を図ることが重要です。

2 基本方針

歴史的・文化的資源、地場産業の有効活用を図り、魅力的な観光資源を創出します。また、まちの活性化に向けて、安八温泉の改修や周辺を整備し、人の交流の促進、賑わいの創出を図ります。

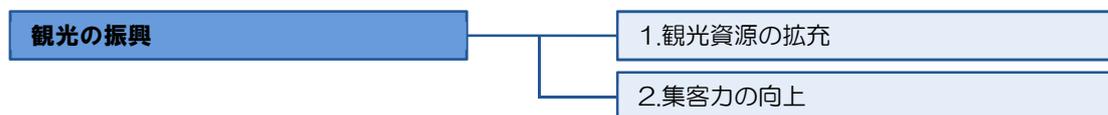


- 地域資源を活かしたイベント活動を充実させ、賑わいの創出を図ります。

目標6 活気と賑わいのあふれるまちづくり

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.観光資源の拡充	既存施設の拡充をはじめ、新たな観光資源の開発を推進します。	①既存施設の拡充 ②新たな資源の開発 ③イベントの充実 ④観光特産品の開発
2.集客力の向上	近隣市町や地元企業、ボランティアとの連携を深め、集客力の向上に努めます。	①観光情報発信の強化 ②観光ルートのネットワーク化 ③観光ボランティアの育成



- 歴史的・文化的資源の有効活用、既存施設の拡充を図り、魅力的な観光資源の開発を推進します。

目標7

みんなで協働する参画・交流のまちづくり

一人ひとりがお互いに尊重し、個性や能力を活かしながら、住民と行政が共に考え行動する、住民参画が活発なまちを目指します。



<重点施策>

● コミュニティ意識の醸成

自主防災組織の活動の活性化、連携・協力体制の確立などに向けて、コミュニティ意識を醸成します。

目標7 みんなで協働する参画・交流のまちづくり

(1) 住民参加の促進

主要指標	現況値 (平成29年度)	目標値 (平成34年度)
町ホームページへのアクセス数(月平均)	46,000件	47,000件
行政の情報提供・公開が満足・普通と思う住民割合 (町民アンケート調査)	86% (平成26年度)	100%
行政への参加機会が満足・普通と思う住民割合 (町民アンケート調査)	91% (平成26年度)	100%

1 現状・課題

行政運営にあたっては、自己決定・自己責任の原則の下で、住民参加と説明責任が求められており、まちづくりは住民の皆さんと協働して進める必要があります。

そのため、住民が主体となったまちづくりに向けて、さまざまな情報を積極的に提供・公表し、住民の皆さんと行政がお互いに情報を共有することが重要です。さらに、住民の皆さんがまちづくりに参加しやすい環境を整備するとともに、皆さんから寄せられた意見などを施策に反映させ、まちづくり活動への参加意識の啓発、高揚を図ることが必要となっています。

2 基本方針

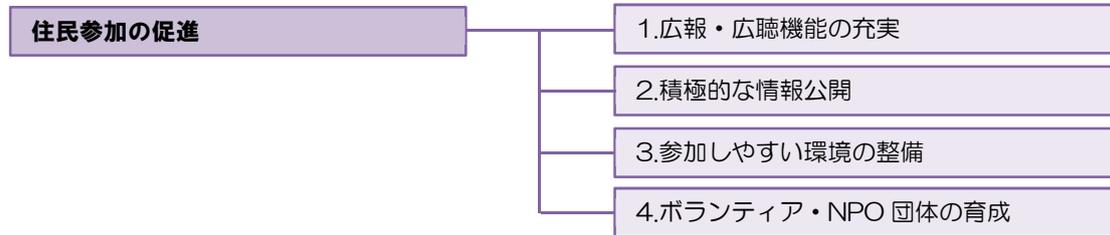
「安八町自治基本条例」に基づき、積極的な情報公開などにより透明性の高い、開かれた行政を目指し、住民の皆さんのまちづくりに対する参加意識を高めます。

- 広報誌・ホームページを有効活用し、積極的に情報を公開するとともに、住民の皆さんのニーズを的確に把握します。



3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1. 広報・広聴機能の充実	住民の皆さんのニーズを的確に把握します。	① 広報誌・ホームページの有効活用 ② 住民の皆さんとの対話の場の拡充
2. 積極的な情報公開	行政に対する理解促進に努めます。	① 積極的な情報公開
3. 参加しやすい環境の整備	まちづくりに対する住民意識の高揚を図ります。	① 情報提供の充実 ② 各種委員会などへの参加機会の拡充
4. ボランティア・NPO* 団体の育成	自主的な活動を促進するため、育成体制を充実します。	① 研修機会の充実 ② 助言などサポート体制の整備

- まちづくりに対する住民意識の高揚を図り、各種委員会などへの参加機会を拡充します。



(2) コミュニティ活動の促進

主要指標	現況値 (平成26年度)	目標値 (平成34年度)
地域活動に参加している・参加したいとする住民割合 (町民アンケート調査)	64%	80%

1 現状・課題

地域コミュニティ*は住民の皆さんの日常生活における基盤となりますが、少子高齢化社会、核家族*化の進展により地域内でのふれあいの機会が希薄になりつつあります。しかし、東日本大震災や熊本地震などの経験を踏まえ、人や地域のつながり、絆の重要性を改めて認識させられました。

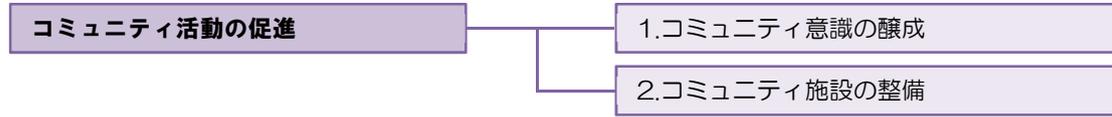
地域福祉や防犯・防災など多くの場面で地域が主体となった活動の重要性が増していることから、自治会などコミュニティ活動への加入を促進するとともに、コミュニティ活動の活性化を図るため、スポーツ団体などの各種団体と連携しながら、より一層機能的な組織として育成することが重要となります。

2 基本方針

コミュニティ意識の醸成に努め、地域の交流や連携を深める自主的な活動の活性化を支援します。

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.コミュニティ意識の醸成	コミュニティ意識を醸成し、活動の活性化を図ります。	①参加機会の拡充 ②地区連合による効率的な活動の促進 ③各種団体の連携・協力体制の確立
2.コミュニティ施設の整備	コミュニティ活動の拠点となる施設整備を支援します。	①活動拠点の整備に対する補助



- 自治会などのコミュニティ意識を醸成し、参加機会の拡充、活動の活性化を図ります。

(3) 男女共同参画社会の推進

主要指標	現況値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
各審議会などへの女性委員の登用率	25%	30%

1 現状・課題

わが国では、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されて以来、職場をはじめ、さまざまな場面で女性の社会進出が進みつつあるものの、依然として十分に実現できていない状況にあります。豊かで活力あるまちづくりのためには、性別に関わりなく、お互いの人権・価値観を尊重し、それぞれの個性や能力を発揮することができる社会の形成が求められます。

本町においても、取り組むべき施策を明らかにするとともに、普及・啓発活動を積極的に展開し、男女共同参画社会*の早期実現に向けた取り組みを強化する必要があります。

2 基本方針

男女共同参画社会の早期実現に向けて、普及・啓発を推進し、仕事と家庭・地域活動の両立を支援します。

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.男女共同参画社会の啓発	男女共同参画社会の実現に向けて、普及・啓発を推進します。	①男女共同参画プランの実践 ②住民への啓発 ③教育・学習の充実
2.男女共同参画社会の実現	女性リーダーの養成など、実際に家庭・職場などに取り入れられるよう指導・助言を実施します	①女性リーダーの養成 ②仕事と家庭・地域活動の両立支援 ③少子・高齢化社会に対応した育児・介護支援体制の充実

- 男女共同参画社会の実現に向けた意識の普及・啓発を推進し、各審議会などへ女性委員の登用を図ります。



目標7 みんなで協働する参画・交流のまちづくり

目標 8

明日を開く自立したまちづくり

自立した行財政基盤、効率的で健全な行財政を進める体制を確立し、持続可能で信頼される行政運営を目指します。



<重点施策>

● 健全な行財政運営

自立したまちづくりに向けて、健全な行財政運営に努めます。

目標8 明日を開く自立したまちづくり

(1) 行財政改革の推進

主要指標	現況値 (平成29年度)	目標値 (平成34年度)
経常収支比率*	84.2%	83%
実質公債比率*	12.2%	10%
役場の組織が満足・普通と思う住民割合 (町民アンケート調査)	82% (平成26年度)	100%

1 現状・課題

人口減少、少子高齢化による問題が顕在化するなかで、国においては各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会の形成を目指す「地方創生*」の取り組みが進められており、地方自治体には自主性と自立性が強く求められています。さらに、多様化・高度化する住民ニーズに応えつつ、安定した行政運営を行うためには、一層の行財政改革が必要となっています。

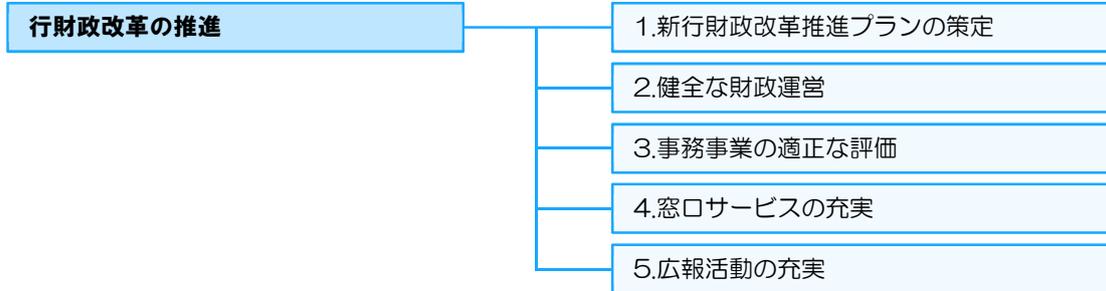
こうした状況に対応するため、本町においても徹底した行財政改革を推進し、住民の皆さんに信頼されるために、効率的な行政運営と透明性の高い財政運営を推進する必要があります。

2 基本方針

効率的な行政運営と透明性の高い財政運営に向けて行財政改革を推進し、住民の皆さんから信頼される行財政運営に努めます。

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1. 新行政改革推進プランの策定	自立したまちづくりを推進します。	①新たな行政改革推進プランの策定 ②公共施設総合計画に基づく検討 ③適正な進捗状況の把握
2. 健全な財政運営	財源の有効活用を図り、効率的・効果的な財政運営に努めます。	①安八町行政改革推進プランに基づく適正な財政状況の把握 ②自主財源の確保 ③広告事業の推進による財源確保 ④行政サービスの委託
3. 事務事業*の適正な評価	外部機関などの意見を聞き入れ、適正な評価を実施します。	①事務事業評価システムの導入 ②住民、外部機関による評価
4. 窓口サービスの充実	窓口サービスの迅速化を図り、住民サービスの向上に努めます。	①窓口業務の連携強化
5. 広報活動の充実	情報の開示、意見の聴取体制を強化します。	①広報・広聴体制の充実

- 効率的・効果的な財政運営に努めます。また、窓口サービスの迅速化を図り、住民サービスの向上に努めます。



(2) 広域行政の展開

1 現状・課題

住民の生活圏や経済圏が広域化するなかで、多様化する住民ニーズに応えるためには、自治体の枠を越えた広域的なネットワークの形成や共同の事業運営など、連携による行政運営が必要となっています。

本町では、行政運営の効率化を図るため、多くの事業において近隣市町との広域共同処理を実施してきました。今後ともさまざまな分野において効率的・効果的な行政運営や事業推進を図るため、広域行政の推進体制の強化やネットワーク化を推進することが重要です。

2 基本方針

近隣市町との連携・協力体制を強化し、各市町の特性を活かした機能分担を踏まえながら、効率的な行政運営を推進します。

3 施策の体系とその展開方向

【施策の体系】



【施策の展開方向】

項目	施策の展開方向	実現に向けた主な事業
1.広域行政の推進	近隣市町や関係機関との連携を強化し、効率的な行政運営を推進します。	①広域行政の拡充・強化 ②国・県との連携の強化

Ⅲ
基本計画

目標
1

目標
2

目標
3

目標
4

目標
5

目標
6

目標
7

目標
8

資料
編

用語解説

あ行	
アクセス	場所、人などへの接近、交通の利便性など。
一次予防	生活習慣や生活環境の改善、健康教育による健康増進を図り、予防接種による疾病の発生予防、事故防止による傷害の発生を予防すること。
温室効果ガス	二酸化炭素やメタンなど太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きのある気体。
か行	
介護予防	高齢者が要介護状態などとなることを防いだり、要介護状態の人が悪化することを防止し、改善を図ること。
核家族	夫婦とその未婚の子どもからなる家族。夫婦のみの世帯や一人親世帯も含まれる。
グローバル化	政治や経済、文化などの様々な面で、国や地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標で、低ければ財政運営にゆとりがあり、高ければゆとりがないこととなる。一般的に70%～80%が適正水準とされる。
交通弱者	自動車の運転ができない人や、高齢者や障がい者、子どもなどの移動手段を持たない人。
高度処理施設	下水などの処理において、通常では除去できない有機物や栄養塩類（窒素、リン）などの成分を除去する高度な処理施設。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団、共同体。
さ行	
財政力指数	地方自治体の財政力を示す指数として用いられるもので、この数値が高いほど財源に余裕があるとされている。
市街化区域・市街化調整区域	都市計画法に基づき決定された区域で、市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的・計画的に市街化を行うべき区域、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域。
自給的農家	経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

自主防災組織	地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織。
実質公債比率	地方自治体の財政力を示す指数として用いられるもので、地方自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。
事務事業評価システム	行政の仕事（事務事業）について、必要性や目的を明確化し、活動に対して得られる成果などを数値を用いながら分析・評価することで、今後の事務事業の方向性を検討し、業務改善や事務事業の再編・整理に反映する仕組み。
社会保障・税番号制度 （マイナンバー制度）	複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤。
終末処理場	下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために、下水道の施設として設置される処理施設及びこれを補完する施設。
循環型社会	限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会。
新エネルギー	「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」で定義されるエネルギー。太陽光熱、風力、水力などの自然環境から得られるエネルギー。
スマートIC	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップなどから高速道路に乗り降りができるように設置されるETC専用のインターチェンジ。
スマートフォン	パソコンに近い性質を持った携帯電話。インターネット上のさまざまなサービスや音楽などのマルチメディアなど多彩な機能を持つ。
生産年齢人口	年齢別人口のうち、労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層。
専業農家	世帯員中に農業以外に就業している兼業従事者がいない農家。
選択と集中	複数ある取り組みや事業を絞り込み、それらを強化することによって競争力を向上させ、効果を高めること。得意とする分野を明確にし、そこに資源を集中的に投下する戦略。

た行	
第1種兼業農家・ 第2種兼業農家	第1種兼業農家は、農業による収入を主とする兼業農家。 第2種兼業農家は、農業以外による収入を主とする兼業農家。
男女共同参画社会	男性も女性も性別で差別されることなく、男女の人権が等しく尊重され、自らの選択によって生き生きと活躍でき、能力や個性を発揮できる社会。
地産地消	「地域生産—地域消費」の略語で、地元で生産されたものを地元で消費すること。
地方創生	人口急減・超高齢化というわが国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を目指す取り組み。
超高齢社会	高齢化率の一段と高い社会を「超高齢社会」と呼ぶ。一般的に、高齢化率7%～14%が「高齢化社会」、14%～21%が「高齢社会」、21%以上が「超高齢社会」とされる。
低炭素社会	二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出が少ない社会。
デマンドバス	基本の路線や停留所などを定めず、利用者の希望に応じて適宜ルートを変更して運行するバスのこと。
都市計画区域	人口、土地利用、その他自然的・社会的条件から、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域。
な行	
ニート	Not in Education, Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略。わが国では、15～34歳の非労働力人口から学生と専業主婦を除き、求職活動に至っていない者をいう。
年少人口	年齢別人口のうち、15歳未満の人口層。
ノーマライゼーション	障がい者や高齢者と健常者がお互いに特別な区別なく、等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。
は行	
バリアフリー	障がいのある人にとって、生活のなかで障壁（バリア）となっているものを取り除くこと。
ベンチャー企業	革新的なアイデア・技術等をもとに、新たな商品やサービスの開発といった創造的な事業活動に取り組む中小企業。
防災拠点	地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護などの災害応急活動の拠点となる施設。

ま行	
民生委員・児童委員	「民生委員法」及び「児童福祉法」に定められ、厚生労働大臣に委託されたボランティアとして、地域住民の立場に立って、地域住民の暮らしを支援する人。
や行	
有収率	給水する配水量と料金徴収の対象となった水量との比率。
要支援者	要支援状態（要支援認定の要支援1または2に該当する状態）にある65歳以上の人。または、政令で定められた特定疾病が原因で要支援状態にある40歳以上65歳未満の人。
用途地域	快適な都市環境を形成する土地利用の基本的な枠組みで、住居系、商業系、工業系の全12種類がある。
ら行	
ライフスタイル	生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生活パターン。
リサイクル	製品化されたモノを再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。
老年人口	年齢別人口のうち、65歳以上の人口層。
わ行	
ワークショップ	共同作業を通じて、課題の発見や解決策・計画案の考案、それらの評価などを行う住民参加の手法。
A	
5R	「Reduce(リデュース:削減)」、「Reuse(リユース:再利用)」、「Recycle(リサイクル:再資源)」、「Refuse(リフューズ:抑制)」、「Regenerate(リジェネレート:再生品の利用)」の5つの頭文字をとったもの。
DV	「Domestic Violence」の略で、パートナー等の親密な関係にある(あった)カップルの間でふるわれる暴力のこと。
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、情報や通信に関する技術の総称。
NPO	「Non Profit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略で、自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間の組織のこと。
Uターン・Iターン	Uターンは、地方に生まれ育った人が都市圏への進学や就職を経た後に再び地方の生まれ故郷に戻ることに。 Iターンは、都市圏に生まれ育った人が、地方に移住すること。

安八町総合計画審議会設置条例

昭和五十八年十二月二十三日
条例第十五号

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づき、安八町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、町長の諮問に応じ、安八町総合計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 議会の議員
- 二 公共的団体等の代表者
- 三 学識経験を有する者

3 委員は、非常勤とする。

(任期等)

第四条 委員の任期は二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠により委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長各一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

安八町総合計画審議会 委員名簿

委嘱期間 平成30年12月21日～平成32年12月20日
(敬称略)

NO.	区分	役職	氏名	備考
1	議会の議員	会長	小川 文雄	安八町議会（総務産建委員長）
2		委員	古澤 栄一	安八町議会（議長）
3		委員	碓井 昭夫	安八町議会（民生文教委員長）
4	公共的団体等の代表者	副会長	棚橋 清隆	区長会（会長）
5		委員	高田 英雄	安八町商工会（会長）
6		委員	坂 隆史	教育委員会（委員長職務代理者）
7		委員	安藤 延邦	安八町民生児童委員協議会（会長）
8		委員	高橋 智生	青年のつどい協議会（会長）
9		委員	説田 清仁	P T A連絡協議会（会長）
10		委員	藤田 尚行	子ども育成協議会（会長）
11		委員	渡邊 明博	安八町農業委員会（会長）
12		委員	金森 勝由	安八町消防団（団長）
13		委員	吉田 喜美子	安八町女性防火クラブ（委員長）
14		委員	市橋 聡	工場会（J A名森支店長）
15		委員	浅野 邦子	保育園園長代表
16	学識経験を有する者	委員	石原 英一	教育委員・作家
17		委員	岡田 富雄	教育委員・大学講師
18		委員	金森 登美子	人権擁護委員・元教職員
19		委員	後藤 徹	岐阜日野自動車(株)総務部長
20		委員	富田 鉦二	元教育委員・元NHK職員

III 基本計画

目標 1

目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

目標 6

目標 7

目標 8

資料編

安八町総合計画審議会 諮問及び答申

安企諮第1号

平成30年12月21日

安八町総合計画審議会会長 様

安八町長 堀 正

安八町第五次総合計画 後期基本計画の策定について（諮問）

平成27年度に策定した安八町第五次総合計画は、今年度で前期4年間に終了します。

人口減少や高齢化、少子化の一層の進行や、日本各地で発生した地震や風水害の被害を契機とした安全・安心への関心の高まりなど、社会情勢は大きく変化しております。また、本町においては、安八スマートICの供用開始により既存企業の発展、企業誘致の促進など、今後の町の発展に大きな期待が寄せられているところです。

このような背景を踏まえ、本町では、時代の潮流を見据えた、持続的に発展していくためのまちづくりが必要となっています。

そのため、今後の安八町の進むべき方向とそれを実現するための方策を明らかにする安八町第五次総合計画の後期基本計画策定について、安八町総合計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。



平成31年2月26日

安八町長

堀 正 様

安八町総合計画審議会

会長 小川 文雄

安八町第五次総合計画 後期基本計画の策定について（答申）

平成30年12月21日付 安企諮第1号で諮問された、安八町第五次総合計画 後期基本計画について、当審議会におきまして慎重に審議をさせていただきました。

当審議会は、まちづくりに関する各分野で活躍する委員が、それぞれの経験や考え方にに基づきながら、「安八町をより良いまちにしたい」という共通の想いをもって意見を出し合ってきました。

その結果として、基本構想の将来像である「若者や子どもたちを優しく包摂するまちづくり」の実現に向け、基本目標ごとに重点施策を位置づけ、将来像の具体化に向け、後期基本計画として、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の推進に関しては、住民の理解と協力が不可欠であることから、審議会の審議過程で出された意見や住民の皆さんのご意見などを十分に尊重し、策定の実現に向けた適切な進行管理を行い、効果的かつ効率的な町政運営に努められるように要望いたします。

＝添付書類＝

- ①安八町総合計画審議会委員名簿
- ②安八町第五次総合計画 後期基本計画（案）
- ③審議会会議録



III
基本計画

目標
1

目標
2

目標
3

目標
4

目標
5

目標
6

目標
7

目標
8

資料
編

資料編